遣したオルグ等をして本件政令公布後の同月四日及び五日新得分会機関区班乗務員会において職場抛棄を慫慂せしめ、因て離脱を決意した乗務員等をして同月六日より一齊に職場を離脱させたというのであるから、被告人等には、右結果の発生を防止する法律上の義務があつたものといわなければならない。それにも拘らず右義務に違反し右結果の発生を防止しなかつたことが窺われる本件においては、多数意見のように、本件政令が昭和二三年七月三一日公布されたものでないという理由のみで直ちに検察官の上告理由を排斥することは、許容されるべきでない。

弁護人杉之原舜一の上告趣意に対する裁判官真野毅の反対意見は、次のとおりである。（ただし、被告人田村辰雄、同浜浦金之助、同吉田三太郎に関する検察官草鹿浅之介の上告受理申立理由に対する判断には賛成である）。

多数意見は、田村辰雄の外一八名の犯行については、犯罪後の法令により刑の廃止があつた場合に当らないと解すべきであるというが、わたくしは本件の場合には刑の廃止があつたものと解するを相当と考える。なぜならば、本件犯行当時の刑罰法規については、第一次の改正（昭和二三年一二月三日公布施行）においては、従前の行為については従前の例によるとの経過規定が設けられていたが、第二次の改正（昭和二三年一二月二〇日公布、同二四年六月一日施行の日本国有鉄道法及び公共企業体労働関係法）においては、かかる従前の例によるという経過規定は設けられていないからである（その詳細は、さきに判例集七巻四号八〇七頁以下に少数意見として述べたところを引用する）。法令改廃の場合には、「従前の行為に関する罰則の適用については、なお、従前の例による」という趣旨の経過規定を附則として設けることがあり、また設けないことがある。わたくしは、かような附則の意義は〝法令改廃の後においても、その改廃以前に行われた犯行に対しては、その限度において相対的・部分的に法令の改廃はなく、なお改廃前の法令が効力を持続し適用されることを意味するものである〟、と右少数意見の中に述べたことであつた。最近の昭和三二年一一月二七日大法廷判決（昭和二六年(れ)一四五二号）は、〝従前の行為に関する罰則の適用については、なお、従前の例によるものとした場合には、従前の行為に関する限り刑

罰規定については何等の変更を見ないのであるから、刑法六条はその適用の余地がないものといわなければならない〟、と判示するに至つた。この道理を推すと、法令の改廃が本件のように二度行われ、第一次の際には前記附則があつて刑法六条の適用の問題が起らなくとも、第二次の際には前記附則がないときは、刑法六条の適用があり、刑の廃止があつたことになるのは当然過ぎるほどの当然ではなかろうか。それ故、本件犯行に対しては前記第二次の法令改廃により刑の廃止があつたことになり、本件では原判決を破棄し、被告人らに対して免訴を言い渡すを相当と考える。

昭和三二年一二月二八日

最高裁判所大法廷

裁判官　真野　毅
裁判官　小谷　勝重
裁判官　島　保
裁判官　斎藤　悠輔
裁判官　藤田　八郎
裁判官　河村　又介
裁判官　小林　俊三
裁判官　入江　俊郎
裁判官　池田　克
裁判官　垂水　克己
裁判官　河村　大助

裁判官　下飯坂　潤夫
裁判官　奥野　健一
裁判官　高橋　潔
裁判官　真野　毅

裁判長裁判官田中耕太郎は、海外出張のため署名押印することができない。

昭和三〇年(れ)第三号

被告人　田村辰雄
同　浜浦金之助
同　吉田三太郎

札幌高等検察庁検事長草鹿浅之介の上告審としての事件受理の申立理由書

右被告人等に対する昭和二十三年政令第二〇一号違反被告事件につき昭和二十九年十月十九日札幌高等裁判所において言渡された差戻後の第二審判決について昭和二十九年十月二十五日事件受理の申立をなした理由は左記の如くである。

原判決は公訴事実中被告人等が三割減車続行の指令を発して三割減車を続行せしめた事実を判断するについて、

「昭和二十三年政令第二百一号（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令の件に基く臨時措置に関する政令）は同年七月三十一日附官報に掲載せられ、その附則においてこの政令は公布の日から施行すると定められている。しかして従来法令の公布の方式を規定した公式令が昭和二十三年五月三日を以て廃止せられ、これに代るべき何等の規定がないから、同日以後はこの点に関し何等の方式も存しないことになつたが、法令公布の方式を政府の随意にその時々の便宜により決定することができるとすれば、国民は如何なる法令が公布せられたかを適確に知る方法がない。（中略）公式令廃止後も法令の公布は官報によるとの不文律が存在しおり、これに従つて法令は官報により公布せられておるものと解するのが相当である。（中略）当裁判所はその法令掲載の官報が印刷の上外部に発送の最初の手続をとつた時を以て法令の時であると解する。（中略）本件政令は昭和二十三年八月二日午前九時三十分印刷完了し同日午後一時三十分頃発送の手続をしたことが認められるので、本件政令は同年八月二日に公布、即日施行せられたものであるといわねばならない。しかるに、右公訴事実は本件政令公布前の行為であるから、事実の有無を判断するまでもなく無罪である。」

と断じている。

しかしながら、

(一) 原判決には公訴事実(二)の一率三割減車並職場離脱の教唆行為は本件政令公布前の行為であると認定した法令上の見解を誤つた違法が有る。

即ち、

(1) 法令は国民に対する国家の意志表示である。而して法令の公布は官報を以つてすると云ふ公布の方式を定めた公式令は、昭和二十二年五月三日廃止されてその後は法令公布の方法がなくなつたのであるから、事実上国家の意志が国民に表示された時を以つて法令の公布があつたものと解するを相当とする。この表示の手段として国民一般に知り得る機会を与えるに適したものは現時に於ては印刷の方法によるものと、ラヂオ放送の方法によるものとが考えられるが、法令は公式令廃止後も官報に印刷して発行する一方、主要法令はラヂオ・ニュースとして発表されて来たのであるからこの両者の方法相補つて事実上国民に法令の内容を知り得る機会を与えたときに、法令の公布があつたものとなすべきである。

原判決は「公式令廃止後も法令の公布は官報によるとの不文律が存在しており、これに従つて法令は官報により公布せられてあるものと解するのが相当である」との見解を表示しているが、現在のような成文法主義の国家生活にあつては、或法令の廃止後、その法令に規定されてゐた行為が尚行はれたのを目して、直ちに不文律による類似の慣習法ありと判断するのは、廃止の意義にも反する根拠なき論と云はねばならない。従つて前示不文律のあることを前提とした本件政令は八月二日公布、即日施行と解する原判決理由は採用すべきものではないと思う。

(2) 本件政令二〇一号の公布迄の経過概要は次の様であつた。昭和二十三年七月二十二日当時の内閣総理大臣芦田均に国

家公務員法改正に関するマッカーサー元帥の書簡が交付され、政府は翌二十三日右書簡全文を発表し、当時この全文は全国の新聞紙に掲載報導されて居り、又その頃総司令部係官の、この書簡は直ちに効力を発生する旨の見解も新聞紙に掲載発表せられ、かくて三十日閣議決定により本件政令が成立し翌日三十一日公布の手段がとられた上同日午後九時三十分から四十五分迄のニュース放送時間に政令の全文並に即日施行の旨が全国に発表されたのである。

この経過から見れば国民は前示三十一日のラヂオ放送終了の時を以つて事実上本件政令を知り得る機会を与えられたものと解するのが最も妥当な論である。故に本件政令は昭和二十三年八月二日に印刷完了の上発送の最初の手段を執つたものであつても、以上の理由によつて同年七月三十一日公布施行せられたものと解すべきである。

仍て原判決が旧刑事訴訟法第三百六十二条に則り被告人等に対し無罪の言渡をなしたことは、法令の解釈を誤り、適用すべき法令を適用しなかつた重大な違法があるから到底破棄を免かれないものと信ずる。

以上

昭和三〇年(れ)第三号

被告人　田村辰雄　外十八名

弁護人杉之原舜一の上告趣意

昭和二三年政令第二〇一号違反等被告事件につき上告の趣意を左の通り陳述する。

一、原判決は昭和二十三年政令第二百一号（以下たんに政令第二〇一号という）が違憲立法で無效であるにかゝわらず合憲なりとしてこれを適用した違法がある。

原判決は政令二〇一号は「国家公務員法の争議行為を禁止したものであるが、国家公務員は国民全体の奉仕者として（憲法第十五条）公共の利益のために勤務し、且職務の遂行に当つては全力を挙げて之れに専念しなければならない（国家公務員法第九十六条）性質のものであるから団結権団体交渉権等についても、一般の勤労者とは違つた特別の取扱を受けることは当然であつて本件政令の内容は憲法第二十八条に違反するものではない」と判示し昭和二十八年四月八日最高裁判所大法廷の判決を引用してゐる。

団結権、団体交渉その他の団体行動する権利が憲法第二八条により勤労者に信託された基本的人権であるこというまでもない。

憲法第十五条国家公務員法第九十六条は公務員が全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない趣旨のことを規定してゐるが、公務員が勤労者として憲法第二十八条により保障された基本的人権としての団結権団体行動権を一般的に剝奪しうる趣旨までも規定したものではない。

基本的人権の保障はすべての国民が人として保障される最少限度の要件である、基本的人権が保障されない国民はもは

や人としての存在ではなく全く奴隷としての存在にひとしい。このことは公務員についても例外ではない。

公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために全力をあげてその職務を遂行するためには公務員が全体の奴隷としてではなく完全な人としての奉仕者であることが欠くことのできない要件である。

政令第二〇一号は憲法第二十八条が勤労者に基本的人権として保障してゐる団結権団体行動権を勤労者である公務員から一般的に剝奪するものであつて、公務員を奴隷化するものである。

以上のことから明かなように憲法第十五条が公務員は全体の奉仕者であるというのは公務員が勤労者として保障された基本的人権を享有しない、いいかえれば全体の奴隷としての奉仕者であるという趣旨を少しも意味しない。

この理を無視した原判決は破棄されねばならぬし、原判決引用の最高裁判所判例は変更されねばならない。

二、原判決は憲法第三十一条第三十九条に違反する違法がある日本国有鉄道法及び公共企業体労働関係法は昭和二十三年十二月二十日公布昭和二十四年六月一日施行されたのであるが日本国有鉄道法第三四条二項同三五条公共企業体労働関係法第二条第三条第一七条等によれば、日本国有鉄道の職員には、国家公務員法は適用されず右職員の労働関係に関しては、公共企業体労働関係法が適用され、争議行為等は禁止されているが全く処罰の対象外におかれてゐる。従つて昭和二十三年十二月三日公布施行された「国家公務員法の一部を改正する法律」附則八条も亦日本国有鉄道職員については適用されないことになり、昭和二十四年六月一日以降本件については刑の廃止があつたものといわねばならぬ。

然に原判決は「国家公務員たる身分を有していた当時の政令第二百一号第二条第一項違反行為に対しては前記法律第二百二十二号附則第八条により同令第三条の罰則を適用すべきものであつて（昭和二十八年四月八日最高裁判所大法廷判決）刑の廃止があつたとする弁護人の主張は採用しない」というにある。

しかし日本国有鉄道法第三四条第二項同法第三五条公共企業体労働関係法第二条第三条第一七条等によれば日本国有鉄

道の職員には国家公務員は適用されないことになつたのであるから昭和二十三年十二月三日公布施行された「国家公務員法の一部を改正する法律」附則第八条も亦日本国有鉄道職員については適用されないことは文理上からも明かである。

原判決並にその引用する最高裁判所判例は罪刑法定主義を無視するものであり、引いては憲法第三十九条に違背するものといわねばならぬ。

以上

最高裁判所裁判集（刑事第一二二号）事件番号別索引

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷別	結果	二審又は原審	頁
昭和二六年(あ)七〇二	貿易等臨時措置令	山岡行孝外一名	昭和三二年一一・一三	二	破棄自判	名古屋高	五六三
昭和二六年(れ)一四五二	入場税法違反	上林弘明	一一・二七	大	棄却	東京高	三九一
昭和二六年(あ)一八九七	関税法違反	金城満吉	一一・二七	大	破棄差戻	東京高	四〇九
昭和二六年(れ)二四五一	猥褻文書所持並販売	石神安雄	一二・一九	一	棄却	東京高	七〇三
昭和二六年(あ)四〇九八	聯合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令違反	山本国雄外二名	一二・四	大	破棄自判	名古屋高	四六三
昭和二六年(あ)五〇二七	関税法違反	池井有義	一二・一〇	三	破棄自判	福岡高宮崎支部	五一五
昭和二六年(あ)五一三七	関税法違反	松田信矢	一二・一〇	三	破棄自判	福岡高宮崎支部	五二三
昭和二七年(あ)三七六七	関税法違反	植木鉄之助	一二・一〇	三	破棄自判	福岡高宮崎支部	五二九
昭和二八年(あ)一〇八七	収賄	田村三郎	一二・一九	一	棄却	東京高	七一九

昭和二八年㋐一八四〇	関税法違反	上野二郎外一名	一二・一三	二	破棄自判	福岡高	五七三
昭和二八年㋐三六五〇	業務上横領等	竹内周造外一名	一二・五	一	棄却	福岡高	四七九
昭和二八年㋐四四四〇	関税法違反等	児玉輝雄外三名	一二・一三	二	破棄自判	高松高	五七九
昭和二八年㋐五四〇三	横領	伊藤安一	一二・一九	一	棄却	東京高	七二五
昭和二九年㋐三八九	出人国管理令違反等	朴今順	一二・二五	大	一部破棄自判一部棄却	福岡高	八六五
昭和二九年㋐一五六五	麻薬取締法違反	浦江博行外三名	一二・一九	一	棄却	福岡高	七三九
昭和二九年㋐三一七〇	酒税法違反	李永文	一一・一	二	破棄自判	大阪高	一
昭和二九年㋐三四二六	虚偽有印公文書作成行使等	安東武雄	一一・二九	二	棄却	仙台高秋田支部	四二九
昭和三〇年㋺三	昭和二三年政令第二〇一号違反教唆	田村辰雄外二〇名	一二・二八	大	棄却	札幌高	九七三
昭和三〇年㋐三六二	遺失物横領	山口延安	一二・二七	二	破棄差戻	大阪高	九三一
昭和三〇年㋐四二三	銃砲刀剣類等所持取締令違反	石川国明	一一・二二	二	破棄自判	福岡高	三三三

昭和三〇年㋐四五六	窃盗強盗強姦致傷	笹川専作	一二・二七	二	破棄差戻	名古屋高	九五七
昭和三〇年㋐八六五	食糧管理法違反	山本七郎	一一・二	二	棄却	大阪高	一三
昭和三〇年㋐一二九八	相互銀行法違反	中原常雄外一名	一一・二六	三	棄却	名古屋高	三三七
昭和三〇年㋐一四七三	農地法違反	大川原善吉	一一・二	二	棄却	仙台高	一七
昭和三〇年㋐一七一四	覚せい剤取締法違反	河岳只	一一・一	二	棄却	東京高	七
昭和三〇年㋐一七三八	私文書偽造行使等	樋口喜一郎外二名	一一・一五	二	棄却	仙台高	二四一
昭和三〇年㋐一七四九	食糧管理法違反	菅野由雄外四名	一二・二七	二	棄却	東京高	九六七
昭和三〇年㋐一七九〇	賍物故買	朴東根	一一・一五	二	破棄差戻	名古屋高	二五九
昭和三〇年㋐一七九一	加重収賄、収賄等	辻本威示	一一・五	三	棄却	大阪高	三三
昭和三〇年㋐一九〇三	業務上横領	並木一郎	一一・五	三	棄却	福岡高	四三
昭和三〇年㋐一九七四	横領	三間治作	一一・六	二	棄却	大阪高	五一

昭和三〇年(あ)二〇〇一	偽証教唆	江尻要一外一名	一一・六	二	棄却	広島高岡山支部
昭和三〇年(あ)二〇〇九	脅迫	青田三之介	一一・二六	三	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)二〇五九	麻薬取締法違反	臼谷国太郎	一二・一〇	三	棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)二二〇五	詐欺	今川紀代治	一一・二九	二	棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)二二八七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等	田小洙外八名	一二・一三	二	棄却	福岡高
昭和三〇年(あ)二三七四	収賄	小島広	一二・二〇	二	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)二三九八	強盗殺人	筆谷保三	一二・二四	三	棄却	広島高松江支部
昭和三〇年(あ)二六三四	業務上過失致死	松尾俊輔	一二・六	二	棄却	福岡高
昭和三〇年(あ)二七〇二	食糧管理法違反	今井半次郎	一一・一二	三	棄却	名古屋高
昭和三〇年(あ)二七一八	入札談合等	中根鶴外三名京	一二・一三	二	棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)二八二二	業務上過失傷害等	高城正外一名雄	一二・一七	三	棄却	福岡高

昭和三〇年(あ)二九七七	食糧管理法違反	中西恒樹	一二・一七	三	棄却	福岡高
昭和三〇年(あ)三六二六	食糧管理法違反	島海ヨネ	一二・二四	三	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)三六四〇	業務上横領	菊地孝外一名夫	一一・一九	三	破棄自判	東京高
昭和三〇年(あ)三七五一	物品税法違反	加藤満男	一二・二三	二	棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)三九八〇	覚せい剤取締法違反	谷口恭一	一一・一九	三	棄却	名古屋高
昭和三一年(あ)七八	関税法違反等	矢吹太郎外一名	一二・二〇	二	破棄自判	広島高岡山支部
昭和三一年(あ)四六三	外国為替及び外国貿易管理法違反等	吉田五郎	一二・二六	一	破棄差戻	東京高
昭和三一年(あ)六八六	不法監禁等	小倉吉男	一二・二四	三	棄却	札幌高
昭和三一年(あ)七〇六	外国貿易管理法違反等	内山福夫	一二・二〇	二	破棄自判	大阪高
昭和三一年(あ)四〇四一	物価統制令違反	渡辺至剛	一二・五	一	棄却	広島高岡山支部
昭和三一年(あ)四二三三	公職選挙法違反等	丸山防外一名人	一二・五	一	破棄自判	東京高

昭和三二年(れ)	二	強盗傷人	崔	洪鉄	一一・一九	三	棄却
昭和三二年(さ)	七	非常上告申立	丸	地正己	一二・二〇	二	破棄自判
昭和三二年(さ)	八	非常上告申立	金	寿礼	一二・二四	三	一部破棄 一部公訴棄却
昭和三二年(し)	三七	証拠調に関する異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人 清源	敏孝	一一・二	二	棄却
昭和三二年(し)	四四	控訴棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人 森	健	一一・五	三	棄却
昭和三二年(し)	五七	付審判請求事件に対する抗告棄却決定に対する特別抗告	松	下敬太郎	一二・二三	一	棄却
昭和三二年(あ)	一五七	強盗殺人、死体遺棄	羽	賀竹 外一名男	一一・一四	一	棄却
昭和三二年(あ)	三七四	詐欺	板	坂左 外一名之助	一一・七	一	棄却
昭和三二年(あ)	九五八	詐欺	古	町賢 外二名二	一二・一二	一	棄却
昭和三二年(あ)	一二一七	関税法違反	福	岡周 外二名造	一二・一三	二	破棄自判
昭和三二年(あ)	一四九〇	収賄	中	村三省	一一・二一	一	棄却
昭和三二年(あ)	一五六八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等	稲	本一郎	一二・二六	一	棄却
昭和三二年(あ)	一六一二	業務上横領収賄	山	崎平内	一一・二八	一	棄却
昭和三二年(あ)	一九三八	賍物牙保、賍物寄蔵	中	川数馬	一一・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一一二五	窃盗、同未遂	細	田雅雄	一一・八	二	棄却
昭和三二年(あ)	一二四九	窃盗 道路交通取締法違反等	菅	和敬	一一・二九	二	棄却
昭和三二年(あ)	一二六八	横領	積	田金蔵	一二・一〇	三	棄却
昭和三二年(あ)	一三七一	麻薬取締法違反	伊	藤博	一二・一七	三	棄却
							東京高
							六八九

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十二年十一月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

		頁
判決	（全）……（一日―二八日）……（二七件）……	一
決定	（1）……（一日―七日）……（七四件）……	五
決定	（2）……（八日―一九日）……（八六件）……	一三
決定	（3）……（二一日―二九日）……（七三件）……	二一
雑	（全）……（一日―二九日）……（五二件）……	二九
不成立	（全）……（二日―一二日）……（七件）……	三五

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和二九年(あ)三一七〇	酒税法違反	李永文	一一・一	二	破棄自判	大阪高	一
昭和三〇年(あ)一七一四	覚せい剤取締法違反	河岳只	一一・一	二	棄却	東京高	六
昭和三〇年(あ)一七九一	加重収賄、収賄、詐欺	辻本威示	一一・五	三	棄却	大阪高	一〇
昭和三一年(あ)二一九四	殺人	今井秀隆	一一・五	三	棄却	東京高	一六
昭和三一年(あ)三七四	詐欺	板坂左之助外一名	一一・七	一	棄却	広島高	二二
昭和三一年(あ)二一二五	窃盗、同未遂	細田雅雄	一一・八	二	棄却	東京高	四九
昭和三〇年(あ)二八九六	非現住建造物放火未遂、現住建造物放火	松本ヤエ	一一・一二	三	棄却	仙台高	五七
昭和三一年(あ)一五七	強盗殺人、死体遺棄	羽賀竹男外一名	一一・一四	一	棄却	札幌高	六一
昭和三一年(あ)一四四四	酒税法違反	田中徳奉	一一・一四	一	棄却	広島高	一一四

昭和三〇年(あ)一三七八	覚せい剤取締法違反	朴	日	栄	一一・一五	二	棄却	名古屋高	一一七
昭和三〇年(あ)一七三八	私文書偽造行使、詐欺、贈賄収賄	樋	口	喜一郎外二名	一一・一五	二	棄却	仙台高	一二一
昭和三〇年(あ)一七九〇	賍物故買	朴	東	根	一一・一五	二	破棄差戻	名古屋高	一三一
昭和三二年(あ)二〇七一	窃盗	白	木	儀三郎	一一・一五	二	棄却	大阪高	一三五
昭和三二年(あ)二一三三	窃盗	平	野	友義	一一・一五	二	棄却	東京高	一五八
昭和三〇年(あ)三六四〇	業務上横領	菊	地	孝夫外一名	一一・一九	三	破棄自判	東京高	一六二
昭和三〇年(あ)三九八〇	覚せい剤取締法違反	谷	口	恭一	一一・一九	三	棄却	名古屋高	一七八
昭和三二年(れ)二	強盗傷人	崔		洪鉄	一一・一九	三	棄却	大阪高	一八三
昭和三二年(あ)一七五六	傷害致死、暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝	高	橋	弘	一一・二一	一	棄却	東京高	一九五
昭和三二年(あ)一七九九	業務上過失致死傷、道路交通取締法違反、同施行令違反	松	永	霧生	一一・二二	一	棄却	福岡高	一九九
昭和三二年(あ)二〇二三	強制猥褻	松	丸	隆夫	一一・二一	一	棄却	東京高	二〇三

昭和三〇年(あ) 四二四	銃砲刀剣類等所持取締令違反	石	川	国明	一一・二二	二	破棄自利	福岡高	二〇九
昭和三〇年(あ) 八三九	食糧管理法違反	矢ヶ崎		和一郎	一一・二二	二	棄却	東京高	二一二
昭和三二年(あ)一四八四	窃盗	吉	田	正保	一一・二二	二	棄却	仙台高	二一七
昭和三二年(あ)二二二五	窃盗、同未遂	高	橋	晋	一一・二六	三	棄却	仙台高	二二二
昭和二六年(れ)一四五二	入場税法違反	上	林	弘明	一一・二七	大	棄却	東京高	二二五
昭和二六年(あ)一八九七	関税法違反	金	城	満吉	一一・二七	大	破棄差戻	東京高	二三九
昭和三一年(あ)三二八七	業務上横領	武	岡	賢	一一・二八	一	棄却	広島高	二四九

刑事決定 (1)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)一九九八	殺人、傷害	石原泰作	一一・一	二	棄却	東京高	一
昭和三二年(あ)二〇六二	恐喝、傷害	佐藤良一外一名	一一・一	二	棄却	札幌高函館支	九
昭和三二年(あ)二二〇〇	窃盗	安達与七郎	一一・一	二	棄却	札幌高	一五
昭和三〇年(あ)八六五	食糧管理法違反	山本七郎	一一・二	二	棄却	大阪高	一八
昭和三〇年(あ)一四六二	窃盗	李尙讚	一一・二	二	棄却	名古屋高	二一
昭和三〇年(あ)一四七三	農地法違反	大川原善吉	一一・二	二	棄却	仙台高	二四
昭和三二年(あ)一九八九	詐欺、窃盗	戸高政義	一一・二	二	棄却	福岡高宮崎支	三二
昭和三二年(あ)一九九六	窃盗	新井仲治	一一・二	二	棄却	東京高	三七
昭和三二年(あ)一九九七	恐喝未遂	朴鐘昔	一一・二	二	棄却	東京高	六〇

昭和三二年(あ)二一五五	窃盗	金海南	一一・二	二	乗却	東京高	六五
昭和三二年(あ)二〇六三	窃盗	瀬戸真雄	一一・四	二	乗却	大阪高	六八
昭和三二年(あ)一六六七	物品税法違反	柳井章三	一一・五	三	乗却	広島高	七三
昭和三二年(あ)一六八二	窃盗	藤田忠義	一一・五	三	乗却	広島高	七六
昭和三二年(あ)一七七二	窃盗、賍物故買	間瀬敏三郎外一名	一一・五	三	乗却	名古屋高	八〇
昭和三二年(あ)一七八九	詐欺	西山春雄	一一・五	三	乗却	広島高岡山支	八八
昭和三二年(あ)一八五二	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	金応竜	一一・五	三	乗却	東京高	九一
昭和三二年(あ)一八六七	賍物故買	尹永国	一一・五	三	乗却	福岡高	九四
昭和三二年(あ)一八七九	詐欺	三国忠助	一一・五	三	乗却	札幌高函館支	九七
昭和三二年(あ)一八八六	窃盗、賍物牙保	谷口佳一	一一・五	三	乗却	大阪高	一〇〇
昭和三二年(あ)一八九一	覚せい剤取締法違反	金香玉	一一・五	三	乗却	大阪高	一〇四

昭和三二年(あ)一八九七	窃盗	大島彌太郎	一一・五	三	乗却	札幌高	一〇八
昭和三二年(あ)一九〇三	業務上横領	並木一郎	一一・五	三	乗却	福岡高	一一一
昭和三二年(あ)一九四五	傷害	田代繁一	一一・五	三	乗却	大阪高	一一四
昭和三二年(あ)一九五二	詐欺	矢内紋次	一一・五	三	乗却	仙台高	一二三
昭和三二年(あ)二〇二二	業務上過失致死	斎藤実	一一・五	三	乗却	東京高	一二七
昭和三二年(あ)二〇四三	詐欺	大前政三	一一・五	三	乗却	大阪高	一三二
昭和三二年(あ)二〇四六	窃盗	金森照男	一一・五	三	乗却	札幌高	一三五
昭和三二年(あ)二〇五〇	傷害致死	桂田四郎	一一・五	三	乗却	仙台高秋田支	一三九
昭和三二年(あ)二〇五三	窃盗未遂	尹永雨	一一・五	三	乗却	仙台高	一四四
昭和三二年(あ)二〇五六	銃砲刀剣類等取締令違反、業務上横領	田中徳治	一一・五	三	乗却	福岡高	一四七
昭和三二年(あ)二〇六七	傷害	盛川啓一	一一・五	三	乗却	大阪高	一五一

昭和三二年(あ)二〇七六	窃盗	石塚寛治	一一・五	三	三	棄却	仙台高
昭和三二年(あ)二〇八二	窃盗	国広秀雄	一一・五	三	三	棄却	名古屋高
昭和三二年(あ)二〇九九	麻薬取締法違反	朴順而	一一・五	三	三	棄却	福岡高
昭和三二年(あ)二一〇二	公務執行妨害、傷害	加藤福雄	一一・五	三	三	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)二一一六	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	内田久夫	一一・五	三	三	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)二一三四	賍物故買	姜庚錫	一一・五	三	三	棄却	東京高
昭和三二年(あ)二一三七	たばこ専売法違反	金正子	一一・五	三	三	棄却	東京高
昭和三二年(あ)二一四二	窃盗	柳義雄	一一・五	三	三	棄却	東京高
昭和三二年(あ)二一四六	窃盗	池崎一司	一一・五	三	三	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)二七三	収賄	尾崎行雄外四名	一一・六	二	二	棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)一九七四	横領	三間治作	一一・六	二	二	棄却	大阪高

昭和三〇年(あ)一九八七	殺人幇助	岡野軍司	一一・六	二	二	棄却	仙台高
昭和三〇年(あ)二〇〇一	偽証教唆	江尻要一	一一・六	二	二	棄却	広島高岡山支
昭和三一年(あ)二六二〇	強姦	李昌夏	一一・六	二	二	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)一八三〇	賍物故買	片岡慶助	一一・六	二	二	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一九五四	賍物故売	岩田百合子	一一・六	二	二	棄却	名古屋高
昭和三二年(あ)一九六四	賍物故買、窃盗	竹原福造	一一・六	二	二	棄却	名古屋高金沢支
昭和三二年(あ)二〇九八	横領	林由雄	一一・六	二	二	棄却	名古屋高
昭和三二年(あ)一一〇六	詐欺	青山栄	一一・七	一	一	棄却	名古屋高金沢支
昭和三二年(あ)一一九三	窃盗	三井国次	一一・七	一	一	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一三八八	強姦致傷	船谷照三	一一・七	一	一	棄却	広島高
昭和三二年(あ)一三九三	職業安定法違反	真鍋新一	一一・七	一	一	棄却	仙台高

昭和三二年(あ)一三九七	賍物寄蔵	光畑三郎	一一・七	一	棄却	福岡高宮崎支	二六七
昭和三二年(あ)一四二七	窃盗	松中通広	一一・七	一	棄却	福岡高	二七〇
昭和三二年(あ)一五五六	窃盗	宋大燮	一一・七	一	棄却	東京高	二七三
昭和三二年(あ)一五七二	詐欺	中野泰夫 外一名	一一・七	一	棄却	仙台高	二七八
昭和三二年(あ)一六〇五	強盗傷人	田中四郎吉	一一・七	一	棄却	東京高	二八二
昭和三二年(あ)一六二〇	住居侵入、傷害	松本晴好 外一名	一一・七	一	棄却	名古屋高	二八八
昭和三二年(あ)一六二九	法人税法違反	株式会社丸久商店 外一名	一一・七	一	棄却	広島高	二九一
昭和三二年(あ)一六三五	詐欺	川原喜市	一一・七	一	棄却	福岡高宮崎支	二九六
昭和三二年(あ)一六四六	窃盗	射場智津子	一一・七	一	棄却	名古屋高	二九九
昭和三二年(あ)一六四九	物品税法違反	川浦伊三郎	一一・七	一	棄却	名古屋高	三〇二
昭和三二年(あ)一六七一	あへん法違反	中平栄次 外三名	一一・七	一	棄却	名古屋高金沢支	三〇五

昭和三二年(あ)一六八〇	恐喝、詐欺	李英敏	一一・七	一	棄却	広島高	三〇八
昭和三二年(あ)一六九三	窃盗	末広誠	一一・七	一	棄却	札幌高	三一一
昭和三二年(あ)一七一二	強盗	奥村博志	一一・七	一	棄却	大阪高	三一四
昭和三二年(あ)一七四一	窃盗	田中栄造	一一・七	一	棄却	大阪高	三一八
昭和三二年(あ)一七九〇	恐喝、傷害	光森勝彦	一一・七	一	棄却	広島高岡山支	三二六
昭和三二年(あ)一八〇二	現住建造物放火	米田武	一一・七	一	棄却	名古屋高金沢支	三三一
昭和三二年(あ)一八二二	公務執行妨害	寺本正芳	一一・七	一	棄却	大阪高	三三五
昭和三二年(あ)一八四二	詐欺、古物営業法違反	竜場茂	一一・七	一	棄却	広島高岡山支	三三八
昭和三二年(あ)一八四八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、器物損壊、詐欺	中山有一	一一・七	一	棄却	東京高	三四一
昭和三二年(あ)一八七一	賍物故買	李永燁	一一・七	一	棄却	広島高	三四四

刑事決定 (2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三二年(あ)一二五五	窃盗	高松武義	一一・八	二	棄却	高松高	一
昭和三二年(あ)一三五五	窃盗	小迫政行	一一・八	二	棄却	福岡高	五
昭和三二年(あ)一四一〇	業務上横領	鯰江保雄	一一・八	二	棄却	東京高	八
昭和三二年(あ)一四九四	窃盗	江原直美外一名	一一・八	二	棄却	福岡高	一二
昭和三二年(あ)一六八一	覚せい剤取締法違反	朴南連	一一・八	二	棄却	名古屋高	一六
昭和三二年(あ)一七三四	横領、窃盗	伊藤シズヱ	一一・八	二	棄却	広島高松江支	二一
昭和三二年(あ)一八一四	有価証券偽造同行使、詐欺	永森徹	一一・八	二	棄却	高松高	二六
昭和三二年(あ)一八一七	外国人登録法違反、窃盗	姜大鳳	一一・八	二	棄却	名古屋高	三一
昭和三二年(あ)一八五七	収賄	佐藤曜二郎	一一・八	二	棄却	東京高	三四

昭和三二年(あ)一八六六	有印公文書偽造、同教唆	高川庄外一名吉	一一・八	二	棄却	仙台高	三八
昭和三二年(あ)一八七八	窃盗	袖林熙	一一・八	二	棄却	仙台高	四五
昭和三二年(あ)一九一五	私文書偽造、同行使、酒税法違反	今泉外一名潔	一一・八	二	棄却	東京高	四九
昭和三二年(あ)一九五八	傷害致死	斎野功	一一・八	二	棄却	仙台高	五六
昭和三二年(あ)二〇〇〇	麻薬取締法違反、古物営業法違反、贓物故買	申武錫	一一・八	二	棄却	広島高	六〇
昭和三二年(あ)二〇二七	詐欺	日保田榊	一一・八	二	棄却	東京高	六三
昭和三二年(あ)二〇三四	恐喝、同未遂	姜信外二名吉	一一・八	二	棄却	東京高	六七
昭和三二年(あ)二〇三九	詐欺	小柴盛一	一一・八	二	棄却	広島高松江支	七二
昭和三二年(あ)二〇四九	有印私文書偽造、同行使	大石緑	一一・八	二	棄却	高松高	七九
昭和三二年(あ)二〇五八	傷害	丸山藤夫	一一・八	二	棄却	福岡高	八二
昭和三二年(あ)二〇六九	贓物故買	大場博道	一一・八	二	棄却	大阪高	八七

昭和三二年(あ)二〇七八	強盗致傷	ポール・イー・ベル	一一・八	二	棄却	仙台高	九〇
昭和三二年(あ)二一〇一	窃盗	福井正外一名義	一一・八	二	棄却	大阪高	九五
昭和三二年(あ)二一〇四	威力業務妨害	山田幾太郎	一一・八	二	棄却	大阪高	一〇〇
昭和三二年(あ)二一〇七	業務上過失傷害	中島隆	一一・八	二	棄却	大阪高	一〇四
昭和三二年(あ)二一一五	詐欺	山田繁次郎	一一・八	二	棄却	大阪高	一〇七
昭和三二年(あ)二一六〇	詐欺	高木武雄	一一・八	二	棄却	福岡高	一一一
昭和三二年(あ)二一六四	窃盗	小西米夫	一一・八	二	棄却	広島高岡山支	一一六
昭和三二年(あ)二一七五	横領	今村波男	一一・八	二	棄却	大阪高	一二〇
昭和三二年(あ)二一七八	殺人未遂	山野三郎	一一・八	二	棄却	名古屋高	一二四
昭和三二年(あ)二一八四	恐喝、傷害	岡田竜之助	一一・八	二	棄却	大阪高	一二八
昭和三二年(あ)二二〇六	窃盗、贓物故買	高橋二郎	一一・八	二	棄却	仙台高	一三二

昭和三二年(あ)二二〇九	有印公文書偽造行使、有印私文書偽造行使、詐欺	餅田好市	一一・八	二	二	広島高松江支	一三五
昭和三二年(あ)一八〇〇	銃砲刀剣類等所持取締令違反、職業安定法違反	杉森富造	一一・九	二	二	福岡高	一三八
昭和三二年(あ)一六一〇	賍物故買	荻野静夫	一一・一一	二	二	東京高	一四四
昭和三二年(あ)一八二六	窃盗	北端正明外一名	一一・一一	二	二	大阪高	一四八
昭和三二年(あ)一八七〇	覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	鄭周二	一一・一一	二	二	名古屋高	一五一
昭和三二年(あ)一八八一	横領、道路交通取締法違反	保田保徳	一一・一一	二	二	仙台高秋田支	一五五
昭和三二年(あ)二〇八一	職業安定法違反	五由出清一	一一・一一	二	二	名古屋高	一五九
昭和三〇年(あ)二四二〇	殺人未遂	李在玉	一一・一二	三	三	大阪高	一六二
昭和三〇年(あ)二七〇二	食糧管理法違反	今井半次郎	一一・一二	三	三	名古屋高	一六五
昭和三〇年(あ)二七八一	傷害	加藤新太郎	一一・一二	三	三	高松高	一七二
昭和三〇年(あ)二八六〇	賍物故買	孫元寿	一一・一二	三	三	東京高	一七六

昭和三〇年(あ)三五八八	業務上横領	河野正一	一一・一二	三	三	大阪高	一七九
昭和三一年(あ)二七〇	賍物寄蔵	久森五市	一一・一二	三	三	広島高岡山支	一八三
昭和三一年(あ)二七一	窃盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反、賍物寄蔵	岡田岩男	一一・一二	三	三	広島高岡山支	一八六
昭和三一年(あ)三〇二	酒税法違反、私文書偽造、同行使	佐藤一	一一・一二	三	三	東京高	一九〇
昭和三二年(あ)一九四四	覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反	松村正和	一一・一二	三	三	大阪高	一九九
昭和三二年(あ)一九六五	窃盗	高橋ミツ	一一・一二	三	三	仙台高	二〇六
昭和三二年(あ)八九一	詐欺	佐野善作	一一・一四	一	一	仙台高	二一〇
昭和三二年(あ)九五五	有価証券偽造、同行使、業務上横領、横領	伊達竜雄	一一・一四	一	一	仙台高	二一七
昭和三二年(あ)一一二二	賍物故買	峯村甚造	一一・一四	一	一	東京高	二二三
昭和三二年(あ)一一三七	詐欺	島田末吉	一一・一四	一	一	札幌高	二二七
昭和三二年(あ)一二六七	職業安定法違反、営利誘拐	金子和輔	一一・一四	一	一	仙台高	二三四

昭和三二年(あ)一三一〇	窃盗、同幇助、賍物牙保	徳永芳枝外一名	二一・一四	一	一	一	福岡高	二三九
昭和三二年(あ)一三三九	覚せい剤取締法違反	鳥海光平外一名	一一・一四	一	一	一	東京高	二四七
昭和三二年(あ)一四二〇	窃盗、強盗未遂	辻本武志	一一・一四	一	一	一	名古屋高	二五〇
昭和三二年(あ)一四三八	業務上過失致死、業務上過失傷害、失火	北島実	一一・一四	一	一	一	名古屋高	二六二
昭和三二年(あ)一五〇七	横領、銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反	多田藤雄	一一・一四	一	一	一	大阪高	二六五
昭和三二年(あ)一五二五	収賄	細川四郎	一一・一四	一	一	一	東京高	二七二
昭和三二年(あ)一五三六	公文偽造、同行使、物品税法違反、関税法違反、公印偽造	大矢達外三名	一一・一四	一	一	一	東京高	二七七
昭和三二年(あ)一五六九	詐欺	宮里久	一一・一四	一	一	一	札幌高	二八八
昭和三二年(あ)一七一七	業務上横領、有価証券偽造、同行使	小川雄一	一一・一四	一	一	一	仙台高	二九五
昭和三二年(あ)一二二七	詐欺	久武良三	一一・一九	三	三	三	大阪高	二九八
昭和三二年(あ)一九三八	賍物牙保、同寄蔵	中川数馬	一一・一九	三	三	三	大阪高	三〇五

昭和三二年(あ)一九五九	強姦致傷	田畠信雄	二一・一九	三	三	三	広島高	三一二
昭和三二年(あ)一九七〇	傷害	谷谷年男	一一・一九	三	三	三	仙台高	三一八
昭和三二年(あ)二〇二九	昭和二二年勅令第九号違反、恐喝	崔瀚坤	一一・一九	三	三	三	名古屋高	三二一
昭和三二年(あ)二〇三五	収賄	河本正美	一一・一九	三	三	三	東京高	三二四
昭和三二年(あ)二〇三七	傷害	イシドロ・テイ・チャリエス	一一・一九	三	三	三	東京高	三三一
昭和三二年(あ)二〇五九	恐喝、銃砲刀剣類等所持取締令違反	中田実郎	一一・一九	三	三	三	福岡高	三三七
昭和三二年(あ)二〇七三	窃盗	児玉博	一一・一九	三	三	三	広島高	三四〇
昭和三二年(あ)二〇八九	職業安定法違反	村谷幸一	一一・一九	三	三	三	広島高	三四四
昭和三二年(あ)二〇九六	職業安定法違反、覚せい剤取締法違反	瀬下光春	一一・一九	三	三	三	名古屋高	三四七
昭和三二年(あ)二一一三	窃盗、詐欺、麻薬取締法違反	伊勢島一夫	一一・一九	三	三	三	広島高松江支	三五〇
昭和三二年(あ)二一五四	詐欺	和泉田宗吉外一名	一一・一九	三	三	三	東京高	三六〇

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三二年(あ)一〇九八	麻薬取締法違反	浜岡良海外三名	一一・二一	一	棄却	大阪高	一
昭和三二年(あ)一三八六	窃盗	寺田操	一一・二一	一	棄却	札幌高函館支	一二
昭和三二年(あ)一四八〇	窃盗	藤原博光	一一・二一	一	棄却	広島高岡山支	一五
昭和三二年(あ)一四九〇	収賄	中村三省	一一・二一	一	棄却	福岡高	一八
昭和三二年(あ)一五五四	賍物故買、同牙保	片桐皆登	一一・二一	一	棄却	広島高	二二
昭和三二年(あ)一五八三	賍物故買	金相烈	一一・二一	一	棄却	福岡高	二六
昭和三二年(あ)一六三二	賍物運搬	小川謙爾	一一・二一	一	棄却	広島高	二九
昭和三二年(あ)一六三八	窃盗	伏見卓治	一一・二一	一	棄却	広島高岡山支	三三
昭和三二年(あ)一六七四	脅迫、賍物寄蔵、同故買	吉本正	一一・二一	一	棄却	高松高	三六

昭和三二年(あ)二一五六	覚せい剤取締法違反	佐伯清文	一一・一九	三	棄却	東京高	三六四
昭和三二年(あ)二一六一	傷害	西本勝太郎	一一・一九	三	棄却	高松高	三七一
昭和三二年(あ)二一七六	賍物故買	尹台夏	一一・一九	三	棄却	大阪高	三七五
昭和三二年(あ)二一九一	覚せい剤取締法違反	長常次	一一・一九	三	棄却	東京高	三七八
昭和三二年(あ)二一九八	窃盗	岩橋康雄	一一・一九	三	棄却	東京高	三八二
昭和三二年(あ)二二〇七	業務上横領	佐々木虎雄	一一・一九	三	棄却	仙台高	三八五
昭和三二年(あ)二二一〇	横領、詐欺	滝本保富	一一・一九	三	棄却	広島高松江支	三八八
昭和三二年(あ)二二二一	非現住建造物放火	中川清水	一一・一九	三	棄却	高松高	三九二
昭和三二年(あ)二二二二	森林法違反、詐欺、横領	山岡勉	一一・一九	三	棄却	札幌高	三九六
昭和三二年(あ)二二四五	賍物故買	曹乗執	一一・一九	三	棄却	名古屋高金沢支	四〇三
昭和三二年(あ)二二六二	封印破毀	辻清	一一・一九	三	棄却	名古屋高	四〇六

昭和三二年(あ)一六九〇	窃盗	道端章	一一・二二	一	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一七〇六	傷害致死	石橋善人	一一・二二	一	棄却	福岡高
昭和三二年(あ)一七二四	窃盗	稲葉孝 外一名	一一・二二	一	棄却	福岡高
昭和三二年(あ)一七三三	食糧管理法違反	佐藤健一	一一・二二	一	棄却	広島高松江支
昭和三二年(あ)一七三六	銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反	小林迪博	一一・二二	一	棄却	福岡高
昭和三二年(あ)一七四四	窃盗	挾間淳介	一一・二二	一	棄却	福岡高
昭和三二年(あ)一七七七	窃盗、横領	高野勝義	一一・二二	一	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一八一九	窃盗	佐藤恒夫	一一・二二	一	棄却	名古屋高
昭和三二年(あ)一八二九	窃盗	奈良原梅吉 外一名	一一・二二	一	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一八五六	放火	西山鶴松	一一・二二	一	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一八六〇	詐欺、横領	平野鉄次	一一・二二	一	棄却	福岡高

昭和三二年(あ)一八七四	窃盗、賍物寄蔵	吉川正勝	一一・二二	一	棄却	名古屋高
昭和三二年(あ)一八八〇	漁業法違反	大星定光 外二名	一一・二二	一	棄却	高松高
昭和三二年(あ)一八八九	窃盗	浅田静子	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)一八九二	窃盗	金良夫	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)一九〇一	詐欺	新屋敷末内	一一・二二	一	棄却	福岡高
昭和三二年(あ)一九三九	詐欺	高村春光	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)一九四六	贈賄	原田亀市	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)一九六〇	業務上過失致死傷	本山敏雄	一一・二二	一	棄却	広島高
昭和三二年(あ)一九七一	貸金業等の取締に関する法律違反	栗原徳治	一一・二二	一	棄却	仙台高
昭和三二年(あ)一九七八	窃盗	伊藤幸男	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)二一一〇	窃盗	上村武正	一一・二二	二	棄却	東京高

昭和三二年(あ)一八二九	窃盗	奈良原梅吉 外一名	一一・二二	一	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一八五六	放火	西山鶴松	一一・二二	一	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一八六〇	詐欺、横領	平野鉄次	一一・二二	一	棄却	福岡高
昭和三二年(あ)一八七四	窃盗、賍物寄蔵	吉川正勝	一一・二二	一	棄却	名古屋高
昭和三二年(あ)一八八〇	漁業法違反	大星定光 外二名	一一・二二	一	棄却	高松高
昭和三二年(あ)一八八九	窃盗	浅田静子	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)一八九二	窃盗	金良夫	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)一九〇一	詐欺	新屋敷末内	一一・二二	一	棄却	福岡高
昭和三二年(あ)一九三九	詐欺	高村春光	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)一九四六	贈賄	原田亀市	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三二年(あ)一九六〇	業務上過失致死傷	本山敏雄	一一・二二	一	棄却	広島高
昭和三二年(あ)一九七一	貸金業等の取締に関する法律違反	栗原徳治	一一・二二	一	棄却	仙台高
昭和三二年(あ)一九七八	窃盗	伊藤幸男	一一・二二	一	棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)二一一〇	窃盗	上村武正	一一・二二	二	棄却	東京高

昭和三二年(あ)一六八四	覚せい剤取締法違反	朴	金子 外三名	一一・一二	二	懲役	名古屋高	一五四
昭和三二年(あ)一七六四	食糧管理法違反	浅野	野敏晴	一一・一二	二	懲役	東京高	一六〇
昭和三二年(あ)一九八七	傷害致死	清守	守雄	一一・一二	二	懲役	東京高	一六五
昭和三二年(あ)二〇九〇	窃盗	村上	上年光	一一・二五	二	懲役	名古屋高	一七一
昭和三〇年(あ)一二九八	相互銀行法違反	中原	原常雄 外一名	一一・二六	三	懲役	名古屋高	一七四
昭和三〇年(あ)二〇〇九	脅迫	青田	田三之介	一一・二六	三	懲役	東京高	一八三
昭和三〇年(あ)二三六一	覚せい剤取締法違反	高瑞	瑞玉	一一・二六	三	懲役	広島高	二〇七
昭和三〇年(あ)二七〇七	食糧管理法違反、道路交通取締法違反	小川	川益美	一一・二六	三	懲役	名古屋高	二一〇
昭和三〇年(あ)二七七三	公務執行妨害、脅迫	木村	村良祐	一一・二六	三	懲役	大阪高	二一三
昭和三〇年(あ)二八二四	業務上横領	中江	江一誠	一一・二六	三	懲役	福岡高	二二三
昭和三〇年(あ)二九六五	窃盗	高橋	橋ミツ	一一・二六	三	懲役	仙台高	二二八

昭和三〇年(あ)三五〇九	酒税法違反	鄭	時文	一一・二六	三	懲役	仙台高	二三一
昭和三〇年(あ)三六六三	窃盗	小林	林清	一一・二六	三	懲役	名古屋高	二三五
昭和三二年(あ)一七九八	傷害	宮島	島彌之助	一一・一六	三	懲役	名古屋高金沢支	二四三
昭和三二年(あ)一四二三	失火	韓	莫来	一一・二八	一	懲役	名古屋高	二五〇
昭和三二年(あ)一五四二	業務上過失致死	大野	野栄治	一一・二八	一	懲役	東京高	二五六
昭和三二年(あ)一六〇三	業務上過失傷害、道路交通取締法違反	長谷	谷治一	一一・二八	一	懲役	大阪高	二六〇
昭和三二年(あ)一六一二	業務上横領、収賄	山崎	崎平内	一一・二八	一	懲役	東京高	二六三
昭和三二年(あ)一六五七	収賄	安田	田和夫 外二名	一一・二八	一	懲役	名古屋高	二六七
昭和三二年(あ)一六八八	公文書偽造、同行使、詐欺	野牧	牧嘉久義	一一・二八	一	懲役	東京高	二七七
昭和三二年(あ)一七二七	収賄	三浦	浦春夫	一一・二八	一	懲役	仙台高	二八二
昭和三二年(あ)一七七三	恐喝	北原	原正雄	一一・二八	一	懲役	名古屋高金沢支	二八六

昭和三二年(あ)一九一七	殺人未遂	柳沢末子	一一・二八	一	棄却	東京高	二九〇
昭和三二年(あ)一九四九	業務上過失致死傷、道路交通取締法違反同幇助、業務上重過失致死傷	生田鉉外一名春	一一・二八	一	棄却	大阪高	二九八
昭和三二年(あ)一九六三	業務妨害	泉芳士夫	一一・二八	一	棄却	名古屋高金沢支	三〇五
昭和三二年(あ)二〇一七	傷害致死	遠山勝明	一一・二八	一	棄却	東京高	三一六
昭和一九年(あ)三四二六	虚偽有印公文書作成行使、詐欺、業務上横領、有印公文書偽造行使	安東武雄	一一・二九	二	棄却	仙台高秋田支	三一九
昭和三〇年(あ)一三一三	麻薬取締法違反	名和一	一一・二九	二	棄却	大阪高	三二七
昭和三〇年(あ)一三六八	有価証券偽造同行使	益子康	一一・二九	二	棄却	東京高	三三〇
昭和三〇年(あ)一五六六	業務上横領	吉村三郎	一一・二九	二	棄却	名古屋高	三三四
昭和三〇年(あ)一二〇五	詐欺	今川紀代治	一一・二九	二	棄却	大阪高	三三八
昭和三〇年(あ)一三六〇	横領	藤田勘外一名二	一一・二九	二	棄却	大阪高	三四五
昭和三〇年(あ)一七八〇	偽証教唆	畑中やす外一名	一一・二九	二	棄却	大阪高	三五二

昭和三〇年(あ)二八三八	詐欺	牧野建二	一一・二九	二	棄却	東京高	三五七
昭和三二年(あ)一六八五	強盗致死	岸功	一一・二九	二	棄却	東京高	三六四
昭和三二年(あ)二一四一	詐欺	水江照治	一一・二九	二	棄却	東京高	三六八
昭和三二年(あ)二一五〇	強盗傷人	中村金太郎	一一・二九	二	棄却	札幌高	三七三
昭和三二年(あ)二一九〇	詐欺、窃盗	福山富子	一一・二九	二	棄却	東京高	三七八
昭和三二年(あ)二二一四	窃盗、強盗未遂、強制猥褻	中元信好	一一・二九	二	棄却	大阪高	三八三
昭和三二年(あ)二二四一	脅迫、暴行、恐喝、威力業務妨害	山野章守	一一・二九	二	棄却	福岡高宮崎支	三九〇
昭和三二年(あ)二二四九	窃盗、道路交通取締法違反	菅和敬	一一・二九	二	棄却	大阪高	三九三
昭和三二年(あ)二二四三	窃盗	紺野英雄	一一・二九	二	棄却	仙台高	三九八

刑事雜（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
再審請求							
昭和三二年(き)一四	強盜殺人被告事件についてなした上告棄却の確定判決に対する再審請求	浜野弘一	一一・一二	三	棄却		一
昭和三二年(き)一六	強盜殺人、同未遂被告事件についてなした上告棄却の決定に対する再審請求	渡辺宏嗣	一一・一九	三	棄却		八
判決訂正申立							
昭和三二年(み)四九	放火被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	下光軍二（山口重蔵）	一一・八	二	棄却		一二
昭和三二年(み)五〇	公務執行妨害等被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	安田郁子（康麗元）外一名	一一・二二	二	棄却		一四
昭和三二年(み)五一	尊属殺、殺人未遂被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	岡田由男	一一・二二	二	棄却		一八
昭和三二年(み)五二	強盜殺人未遂被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	和田徹	一一・二六	三	棄却		二一
昭和三二年(み)五四	窃盜、同未遂被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	関原田雅雄（細勇）	一一・二九	二	棄却		三〇

特別抗告申立

昭和三二年(し)	五二	窃盗、鉄道営業法違反被告事件についてなした異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	高橋寛次	一一・一	二	棄却	大阪高	三二
昭和三二年(し)	三七	爆発物取締罰則違反等被告事件につきなした証拠調に関する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	清源敏孝(後藤秀生) 外四名	一一・二	二	棄却	福岡高	三七
昭和三二年(し)	四四	賍物故買被告事件について棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	森(韓)粉南健	一一・五	三	棄却	名古屋高	四三
昭和三二年(し)	四八	裁判の執行に関する異議申立棄却決定に対する即時抗告申立事件につきなした棄却決定に対する特別抗告申立	野村銀然	一一・七	一	棄却	広島高	四七
昭和三二年(し)	三三	破壊活動防止法違反被告事件についてなした証拠調に関する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	桜井(荒井)井忠彦紀 外四名	一一・九	一	棄却	名古屋高	五八
昭和三二年(し)	五六	強盗強姦殺人等被告事件についてなした再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告申立	仙道(栗田)源兵太郎蔵	一一・二六	三	棄却	東京高	六〇

訴訟費用

昭和三二年(せ)	四三四	傷害	中村逸郎	一一・一	一	棄却		六三
昭和三二年(せ)	四四六	業務上横領	郷桂一	一一・五	三	免除		六四
昭和三二年(せ)	四五三	強盗未遂、銃砲刀剣類等所持取締令違反	元海千	一一・五	三	免除		六六
昭和三二年(せ)	四五四	現住建造物放火	小野ヱイ	一一・五	三	棄却		六八
昭和三二年(せ)	四七〇	殺人未遂	上井清彦	一一・六	一	免除		七〇
昭和三二年(せ)	四六〇	窃盗	福沢保雄	一一・一二	三	棄却		七一
昭和三二年(せ)	四六二	業務上横領	柏村宝三	一一・一二	三	棄却		七三
昭和三二年(せ)	四六七	賍物故買	庄野真智男	一一・一二	三	棄却		七五
昭和三二年(せ)	四八〇	窃盗	金東万	一一・一二	三	免除		七七
昭和三二年(あ)	一九三一	殺人	門間由太郎	一一・一八	一	負担		七八
昭和三二年(せ)	四七七	詐欺	小山菊雄	一一・一九	三	免除		七九
昭和三二年(せ)	四七九	賍物故買	高橋登	一一・一九	三	免除		八一
昭和三二年(せ)	四八一	不法監禁致傷	林春一	一一・一九	三	免除		八三
昭和三二年(せ)	四八二	建造物侵入、昭和二二年法律第二二五号違反	松江澄	一一・一九	三	免除		八五

昭和三二年(せ)	四八八	窃盗	宋大燮	一一・二〇	一	免除		八七
昭和三二年(せ)	四九〇	窃盗	出口博之	一一・二〇	一	免除		八八
昭和三二年(せ)	四九一	横領、詐欺、窃盗	宮本敏行	一一・二〇	一	免除		八九
昭和三二年(せ)	四六六	窃盗	横塚幸四郎	一一・二三	二	免除		九〇
昭和三二年(せ)	四七三	麻・薬取締法違反	木下影彦	一一・二二	二	免除		九一
昭和三二年(せ)	四九五	職業安定法違反	金金蔵	一一・二二	一	免除		九二
昭和三二年(せ)	四九七	職業安定法違反	真鍋新一	一一・二三	一	免除		九三
昭和三二年(せ)	四七一	恐喝、傷害	松本重太郎	一一・二五	二	免除		九四
昭和三二年(せ)	四七二	恐喝、傷害	三宅政治	一一・二五	二	免除		九五
昭和三二年(あ)	二一九五	業務上横領	藤江喜重	一一・二六	三	負担		九六
昭和三二年(あ)	二一九五	業務上横領	鈴木良	一一・二六	三	負担		九八

昭和三二年(せ)	五〇一	強盗傷人、詐欺、横領	森塚利光	一一・二六	三	免除		一〇〇
昭和三二年(せ)	四八三	窃盗	金海南	一一・二七	一	免除		一〇二
昭和三二年(せ)	四九六	業務上過失致死	満田精治	一一・二七	一	棄却		一〇三
昭和三二年(せ)	四九四	殺人、傷害	石原泰作	一一・二九	二	免除		一〇四
昭和三二年(す)	七七二	出入国管理令違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	伊藤南静男(許順)	一一・四	二	棄却		一〇五
昭和三二年(す)	七七一	窃盗未遂被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	北村宮(本)巖昇	一一・六	二	棄却		一〇七
昭和三二年(す)	八〇五	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	柳義雄	一一・二六	三	棄却		一〇九
昭和三二年(す)	七九八	恐喝未遂被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	朴鐘昔	一一・二九	二	棄却		一一一
昭和三二年(す)	八〇二	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	瀬戸真雄	一一・二九	二	棄却		一一三

昭和三二年(あ)二六三三	業務上横領、公文書偽造、同行使	石橋里雪	一一・二九	二	棄却		一一六
	その他						
昭和三二年(す)七六八	恐喝、傷害被告事件についてなした上告棄却の判決に対する異議申立	伊藤静男（田代馨）	一一・五	三	棄却		一一七
昭和三二年(す)七六九	麻薬取締法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正申立	高塚元一	一一・七	一	棄却		一二〇
昭和三二年(す)七九二	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	花井稔	一一・一九	三	棄却		一二二
昭和三二年(す)七八六	再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件につきなした棄却決定に対する不服申立	大西末子	一一・二二	二	棄却		一二四
昭和三二年(す)七九九	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する抗告申立	新井仲治	一一・二九	二	棄却		一二七

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三二年(あ)二三一三	暴行	金日秀	一一・二	二	棄却	大阪高	二八七
昭和三二年(あ)二一六八	窃盗、恐喝	佐藤和之	一一・四	二	棄却	札幌高函館支	二八九
昭和三一年(あ)八五五	暴行	神宮ウタ	一一・五	三	棄却	福岡高	二九一
昭和三二年(あ)二二七一	詐欺、窃盗、横領	高瀬善次	一一・五	三	棄却	名古屋高金沢支	二九三
昭和三〇年(あ)二七三	収賄、贈賄	杉井源一（外一名）	一一・六	二	棄却	大阪高	二九五
昭和三二年(あ)二一八八	窃盗	戸田吉一	一一・六	一	棄却	大阪高	二九七
昭和三二年(あ)一七五五	外国人登録法違反	高聖完	一一・一二	三	棄却	東京高	二九九

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十二年十二月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

			頁
判決	（全）	（三日―二八日）（四七件）	一
決定	（1）	（三日―一六日）（八八件）	七
決定	（2）	（一七日―一八日）（六三件）	一七
決定	（3）	（一九日―二八日）（七〇件）	二三
雑	（全）	（三日―二八日）（八七件）	三一
不成立	（全）	（四日―二五日）（一四件）	四一

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三〇年(あ)二五四七	暴力行為等処罰に関する法律違反	森田高明	一二・三	三	棄却	大阪高	一
昭和二六年(あ)四〇九八	聯合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令違反、関税法違反	山本國雄外二名	一二・四	大	破棄免訴	名古屋高	六
昭和二八年(あ)四七五二	詐欺、私文書偽造、同行使	高橋清流	一二・五	一	棄却	福岡高	一六
昭和三一年(あ)四二三三	公職選挙法違反、国家公務員法違反	丸山防人外一名	一二・五	一	一部破棄免訴、他自判	東京高	二二
昭和三二年(あ)一八〇六	賍物故買	安藤政右衛門外一名	一二・五	一	棄却	札幌高函館支	二九
昭和二六年(あ)五〇二七	関税法違反	池井有義	一二・一〇	三	破棄免訴	福岡高宮崎支	四〇
昭和二六年(あ)五一三七	関税法違反	松田信矢	一二・一〇	三	破棄免訴	福岡高宮崎支	四五
昭和二七年(あ)三七六七	関税法違反	植木鉄之助	一二・一〇	三	破棄免訴	福岡高宮崎支	四九
昭和三〇年(あ)二〇五九	麻薬取締法違反	臼谷国太郎	一二・一〇	三	棄却	大阪高	五七

昭和三〇年(あ)三一三八	業務上横領	岡山静夫	一二・一〇	三	棄却	福岡高	六二
昭和三二年(あ)二一八二	傷害	閏谷利吉	一二・一〇	三	棄却	大阪高	七〇
昭和三二年(あ)二二六八	横領	積田金蔵	一二・一〇	三	棄却	東京高	七六
昭和三二年(あ)二二八九	業務上横領	上野親之助	一二・一〇	三	棄却	札幌高	八二
昭和三一年(あ)三九三九	業務上横領、食糧管理法違反	渡辺松正	一二・一二	一	棄却	福岡高宮崎支	八六
昭和二六年(あ) 七〇二	貿易等臨時措置令及び関税法違反	山岡行孝 外一名	一二・一三	二	破棄免訴	名古屋高	一一四
昭和二八年(あ)一八四〇	関税法違反	上野三郎 外一名	一二・一三	二	破棄免訴	福岡高	一二〇
昭和二八年(あ)四四四〇	関税法違反、同幇助	児玉輝雄 外三名	一二・一三	二	破棄免訴	高松高	一二四
昭和三〇年(あ) 九七二	収賄、贈賄	長崎俊雄 外三名	一二・一三	二	棄却	大阪高	一三五
昭和三〇年(あ)二二八七	暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害、酒税法違反	小田洙八 外八名	一二・一三	二	棄却	福岡高	一四四
昭和三〇年(あ)二七一八	入札談合、入札妨害、贈賄	中根鶴京 外三名	一二・一三	二	棄却	大阪高	一六四

昭和三二年(あ)一二一七	関税法違反、出入国管理令違反	福岡周造 外二名	一二・一三	二	破棄免訴	福岡高	一七二
昭和三〇年(あ)二七四五	収賄	丸田真一郎	一二・一七	三	棄却	東京高	一七九
昭和三〇年(あ)二九七七	食糧管理法違反	中西恒樹	一二・一七	三	棄却	福岡高	一八四
昭和三〇年(あ)三三七三	恐喝、傷害	山崎武夫	一二・一七	三	棄却	福岡高宮崎支	一八八
昭和三一年(あ) 一三二	強盗、窃盗	山口基道 外一名	一二・一七	三	棄却	東京高	一九二
昭和三二年(あ)二三七一	麻薬取締法違反	伊藤博	一二・一七	三	棄却	東京高	二一四
昭和二六年(れ)二四五一	猥褻文書所持並販売	石神安雄	一二・一九	一	棄却	東京高	二二三
昭和二九年(あ) 六一一	窃盗	鄭泰根	一二・一九	一	棄却	東京高	二三三
昭和二九年(あ)一三七七	名誉毀損	前田仙蔵	一二・一九	一	棄却	広島高岡山支	二三七
昭和二九年(あ)一五六五	麻薬取締法違反	浦江博行 外三名	一二・一九	一	棄却	福岡高	二四七
昭和二九年(あ)三五六一	放火	桐生新三郎	一二・一九	一	棄却	東京高	二六〇

昭和三〇年(あ)二三七四	収賄	小島広 外一名	一二・二〇	二	棄却	東京高	二六六
昭和三一年(あ)七八	関税法違反、食糧管理法違反	矢吹太郎 外一名	一二・二〇	二	一部破棄、免訴、他自判	広島高岡山支	二七五
昭和三二年(あ)七〇六	外国為替及び貿易管理法違反関税法違反	内山福夫	一二・二〇	二	破棄免訴	大阪高	二八六
昭和三二年(さ)七	住居侵入	丸地正己	一二・二〇	二	破棄自判	豊橋簡	二九〇
昭和三〇年(あ)二三九八	強盗殺人未遂	筆谷保三	一二・二四	三	棄却	広島高松江支	二九四
昭和三〇年(あ)三六二六	食糧管理法違反	鳥海ヨネ	一二・二四	三	棄却	東京高	三一八
昭和三一年(あ)八六一	窃盗	永井才三	一二・二四	三	棄却	大阪高	三一八
昭和三二年(さ)八	酒税法違反	金寿礼	一二・二四	三	一部破棄棄却	豊橋簡	三二三
昭和二九年(あ)三八九	出入国管理令違反、関税法違反	朴今順 外一名	一二・二五	大	破棄自判他棄却	福岡高	三三〇
昭和三一年(あ)四六三	外国為替及び外国貿易管理法違反、外国為替銀行の臨時措置等に関する政令違反、外国為替管理法違反	吉田五郎	一二・二六	一	破棄差戻	東京高	三四五
昭和三二年(あ)一七四〇	道路法違反	佐藤通	一二・二六	一	棄却	仙台高	三七一

昭和三〇年(れ)三六二	遺失物横領	山口延安	一二・二七	二	破棄差戻	大阪高	三七八
昭和三〇年(あ)四五六	窃盗、強盗強姦致傷	笹川専作	一二・二七	二	破棄差戻	名古屋高	三九六
昭和三〇年(あ)一七四九	食糧管理法違反	菅野由雄 外四名	一二・二七	二	棄却	東京高	四〇三
昭和三〇年(あ)四一一〇	職業安定法違反	小日置豊	一二・二七	二	棄却	大阪高	四〇七
昭和三〇年(れ)三	昭和二三年政令第二〇一号違反、同教唆	田村辰雄 外二〇名	一二・二八	大	棄却	札幌高	四一二

刑事決定 (1)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三〇年(あ)二三二一	恐喝	藤本和高 外一名	一二・三	三	棄却	広島高岡山支	一
昭和三〇年(あ)二八一八	食糧管理法違反	来栖光一 外一名	一二・三	二	棄却	東京高	七
昭和三一年(あ)四一五	賍物故買、同収受、同牙保	岩田勇	一二・三	三	棄却	大阪高	一四
昭和三一年(あ)九六四	脅迫、住居侵入	吉見将	一二・三	三	棄却	大阪高	二三
昭和三二年(あ)二〇一六	酒税法違反	河永文	一二・三	三	棄却	東京高	二七
昭和三二年(あ)二一三〇	詐欺、業務上横領、窃盗	相馬武三	一二・三	三	棄却	東京高	三〇
昭和三二年(あ)二一七〇	窃盗	李成燦	一二・三	三	棄却	広島高	三四
昭和三二年(あ)二一七三	賍物故買	徳永房之助	一二・三	三	棄却	広島高	三七
昭和三二年(あ)二一七九	賍物故買	南重龍	一二・三	三	棄却	大阪高	四〇

昭和三一年(あ)一一八六	詐欺、同未遂	高木仙爾	一二・三	三	三	乗却	大阪高	四三
昭和三一年(あ)一二一八	住居侵入、窃盗	白潟万左	一二・三	三	三	乗却	広島高松江支	四六
昭和三一年(あ)一二三六	窃盗	石川善一	一二・三	三	三	乗却	東京高	五〇
昭和三一年(あ)一二五五	たばこ専売法違反	斉藤彰輝外一名	一二・三	三	三	乗却	東京高	五四
昭和三一年(あ)一二五九	業務上過失致死	横山一利	一二・三	三	三	乗却	大阪高	五八
昭和三一年(あ)一二六五	恐喝	菱田富次男	一二・三	三	三	乗却	名古屋高	六三
昭和三一年(あ)一二七六	窃盗、公務執行妨害、傷害	小早川恭一	一二・三	三	三	乗却	広島高	六六
昭和三一年(あ)一二八三	食糧管理法違反	江川喜三郎	一二・三	三	三	乗却	東京高	六九
昭和三一年(あ)一二九二	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反、恐喝	鶴岡久雄	一二・三	三	三	乗却	東京高	七二
昭和三一年(あ)一二九四	窃盗	鈴木せつ子	一二・三	三	三	乗却	名古屋高	七七
昭和三一年(あ)一三一一	自転車競技法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	五十井博	一二・三	三	三	乗却	大阪高	八三

昭和三一年(あ)一三一四	詐欺	豊田海三	一二・三	三	三	乗却	広島高岡山支	八九
昭和三一年(あ)一三一七	あんま師、はり師、きゅう師及柔道整復師法違反	斉上正明	一二・三	三	三	乗却	名古屋高	九二
昭和三一年(あ)一三二八	窃盗	石井光敏	一二・三	三	三	乗却	東京高	九五
昭和三一年(あ)一三三九	麻薬取締法違反	李進士	一二・三	三	三	乗却	東京高	一〇〇
昭和三一年(あ)二四〇八	窃盗	馬本尊夫	一二・三	三	三	乗却	広島高	一〇三
昭和二七年(あ)四一四九	麻薬取締法違反	坂井直彦	一二・五	一	一	乗却	東京高	一〇七
昭和二八年(あ)三五六二	織物消費税法違反	株式会社京美巧芸社	一二・五	一	一	乗却	大阪高	一一六
昭和二八年(あ)三六五〇	業務上横領、収賄、贈賄	竹内周造外一名	一二・五	一	一	乗却	福岡高	一二三
昭和二八年(あ)三九六八	私文書偽造行使、詐欺	甲田志善	一二・五	一	一	乗却	東京高	一二八
昭和二八年(あ)四〇〇五	公務執行妨害、傷害	小野順造	一二・五	一	一	乗却	東京高	一三七
昭和三一年(あ)三四七三	窃盗	長友喜六	一二・五	一	一	乗却	福岡高	一四一

昭和三一年(あ)四〇四一	物価統制令違反	渡辺至剛	一二・五	一	棄却	広島高岡山支	一四六
昭和三二年(あ)一二五四	公印偽造	亀谷照三	一二・五	一	棄却	高松高	一五三
昭和三二年(あ)一三〇四	窃盗	中島治徳	一二・五	一	棄却	福岡高	一五七
昭和三二年(あ)一四七六	窃盗	松本昇	一二・五	一	棄却	大阪高	一六一
昭和三二年(あ)一四九六	窃盗	時吉義光	一二・五	一	棄却	福岡高	一六五
昭和三二年(あ)一七八三	賍物牙保	山本茂	一二・五	一	棄却	大阪高	一六八
昭和三二年(あ)一八一三	窃盗	韓基道	一二・五	一	棄却	名古屋高	一七一
昭和三二年(あ)一八一六	傷害	金昌浩	一二・五	一	棄却	名古屋高	一七五
昭和三二年(あ)一八三四	業務上横領	田中正次郎	一二・五	一	棄却	東京高	一七八
昭和三二年(あ)一八四六	詐欺	林嵯武郎	一二・五	一	棄却	東京高	一八二
昭和三二年(あ)一八七七	詐欺	鎌田栄一	一二・五	一	棄却	仙台高	一八八

昭和三二年(あ)一八八三	窃盗	高橋喜久三	一二・五	一	棄却	福岡高	一九二
昭和三二年(あ)一九二〇	麻薬取締法違反	金性圭	一二・五	一	棄却	東京高	一九五
昭和三二年(あ)一九四三	窃盗	岡好良	一二・五	一	棄却	大阪高	一九八
昭和三二年(あ)一九五五	住居侵入、強盗	田崎操	一二・五	一	棄却	福岡高	二〇一
昭和三二年(あ)一九五七	酒税法違反	申大岳	一二・五	一	棄却	福岡高	二〇六
昭和三二年(あ)一九七六	窃盗	金永福	一二・五	一	棄却	大阪高	二一〇
昭和三二年(あ)一九八〇	窃盗	辻菊一	一二・五	一	棄却	大阪高	二一三
昭和三二年(あ)一九八六	詐欺	木村三郎	一二・五	一	棄却	札幌高	二一七
昭和三二年(あ)二〇一一	窃盗、森林法違反	堀内清治	一二・五	一	棄却	東京高	二二〇
昭和三二年(あ)二〇三三	恐喝	高鳳雲	一二・五	一	棄却	名古屋高	二二三
昭和三二年(あ)二〇四七	詐欺	平塚正一	一二・五	一	棄却	札幌高	二二六

昭和三二年(あ)二〇五七	犯人蔵匿	全	培花 外二名	一二・五	一	棄却	福岡高	二二九
昭和三二年(あ)二〇七四	窃盗未遂	南	相吉	一二・五	一	棄却	広島高	二三二
昭和三二年(あ)二〇八〇	殺人	小	林良秋	一二・五	一	棄却	名古屋高	二三五
昭和三二年(あ)二一一五	窃盗	小	林信善	一二・五	一	棄却	名古屋高	二四七
昭和三二年(あ)二二四二	覚せい剤取締法違反	本	房幸子	一二・五	一	棄却	福岡高宮崎支	二五〇
昭和三〇年(あ)二六三四	業務上過失致死	松	尾俊輔	一二・六	二	棄却	福岡高	二五三
昭和三〇年(あ)一九六二	恐喝、横領、暴行	夫	太根	一二・七	二	棄却	大阪高	二五八
昭和三〇年(あ)一九七九	詐欺	神	崎政次	一二・七	二	棄却	大阪高	二六二
昭和三二年(あ)一五一六	業務上横領	中	村龍三	一二・七	二	棄却	札幌高函館支	二六八
昭和三二年(あ)二四一三	窃盗	百	瀬質郎	一二・七	二	棄却	東京高	二七一
昭和三〇年(あ)二九六二	恐喝	金	福兆	一二・一〇	三	棄却	名古屋高	二七五

昭和三〇年(あ)三一五二	業務妨害	門脇修	一二・一〇	三	棄却	広島高松江支	二八〇
昭和三〇年(あ)三四五三	傷害	千田弘	一二・一〇	三	棄却	札幌高函館支	二八四
昭和三〇年(あ)三六六九	窃盗	斗星利昭	一二・一〇	三	棄却	仙台高	二八九
昭和三一年(あ)二〇五	覚せい剤取締法違反	韓允化	一二・一〇	三	棄却	東京高	二九四
昭和三一年(あ)二八九	傷害致死	坂上重蔵	一二・一〇	三	棄却	東京高	二九九
昭和三〇年(あ)七二五	窃盗	鹿島安二	一二・一一	二	棄却	東京高	三〇三
昭和三〇年(あ)二〇四二	傷害致死	大塚清	一二・一一	二	棄却	東京高	三〇九
昭和三〇年(あ)二二一七	覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反	李スミ子	一二・一一	二	棄却	福岡高	三一三
昭和三〇年(あ)二四〇五	横領、欺詐	坂井秀道	一二・一一	二	棄却	名古屋高	三二〇
昭和一九年(あ)三一九五	食糧管理法違反	古井健 外一名	一二・一二	一	棄却	福岡高	三二六
昭和三二年(あ)九二五	窃盗	武智スエノ 外一名	一二・一二	一	棄却	広島高	三三〇

昭和三二年(あ)九五八	詐欺	古町賢二外一名	一二・一二	一	棄却	福岡高	三三五
昭和三二年(あ)一三四二	強姦未遂、殺人	菊地徳治	一二・一二	一	棄却	東京高	三三八
昭和三二年(あ)一六七九	出入国管理令違反	梁海順	一二・一二	一	棄却	広島高	三四四
昭和三二年(あ)一七〇二	外国為替及外国貿易管理法違反、関税法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	三谷寿一外二名	一二・一二	一	棄却	大阪高	三四〇
昭和三二年(あ)一七八六	業務上過失致死	佐藤茂夫	一二・一二	一	棄却	仙台高秋田支	三五六
昭和三二年(あ)一九〇四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、道路交通取締法違反、暴行	仲田徳仙外一名	一二・一二	一	棄却	福岡高	三六二
昭和三二年(あ)二〇九七	酒税法違反	黄日順	一二・一二	一	棄却	名古屋高	三七一
昭和三〇年(あ)三六九七	児童福祉法違反	後藤浅市	一二・一六	二	棄却	福岡高	三七五
昭和三二年(あ)一六九一	詐欺	本多道雄	一二・一六	二	棄却	東京高	三七九
昭和三二年(あ)二〇〇九	覚せい剤取締法違反、傷害	金子栄治	一二・一六	二	棄却	東京高	三八五
昭和三二年(あ)二一八九	賍物故買	西田政次郎	一二・一六	二	棄却	大阪高	三八九

昭和三二年(あ)二二二四	水産資源保護法違反、北海道漁業調整規則違反	福井辰雄	一二・一六	二	棄却	札幌高	三九三
昭和三二年(あ)二二三五	職業安定法違反	吉川慶一	一二・一六	二	棄却	東京高	三九六

刑事決定 (2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三〇年(あ)二五五二	暴行、傷害、器物毀棄、住居侵入	佐藤敏徳	一二・一七	三	棄却	仙台高	一
昭和三〇年(あ)一七一六	窃盗	赤瀬鶴吉	一二・一七	三	棄却	名古屋高	四
昭和三〇年(あ)二八二二	業務上過失傷害、業務上過失致死	高城正雄 外一名	一二・一七	三	棄却	福岡高	一〇
昭和三一年(あ)一一一	業務上横領	村山改吉 外一名	一二・一七	三	棄却	福岡高宮崎支	二六
昭和三二年(あ)二〇六四	窃盗	今木鉄治	一二・一七	三	棄却	大阪高	三九
昭和三二年(あ)二一四九	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	島田福三郎	一二・一七	三	棄却	東京高	四四
昭和三二年(あ)二一五三	詐欺	畠山正三郎	一二・一七	三	棄却	仙台高	四八
昭和三二年(あ)二二二八	賍物寄蔵、同牙保	沢佐太郎	一二・一七	三	棄却	仙台高秋田支	六二
昭和三二年(あ)二二三四	麻薬取締法違反	松原永賛	一二・一七	三	棄却	広島高	六五

昭和三二年(あ)二三三九	強盗傷人	ジヤツク・ダヴリウ・マンガン	一二・一七	三	棄却	東京高	六九
昭和三二年(あ)二二五三	恐喝、暴行、器物損壊	島田昇司	一二・一七	三	棄却	東京高	七二
昭和三二年(あ)二二八六	入場税法違反	渡辺嘉文	一二・一七	三	棄却	東京高	八〇
昭和三二年(あ)二三〇〇	横領、詐欺、有価証券偽造、同行使	下村博	一二・一七	三	棄却	福岡高	九一
昭和三二年(あ)二三三二	麻薬取締法違反	金福介	一二・一七	三	棄却	東京高	九七
昭和三二年(あ)二三三五	恐喝、傷害、脅迫、暴行	中久喜源重外二名	一二・一七	三	棄却	東京高	一〇〇
昭和三二年(あ)二三四九	窃盗	佐藤徳治郎	一二・一七	三	棄却	名古屋高	一〇七
昭和三二年(あ)二三五三	強盗傷人	岩池幸二	一二・一七	三	棄却	大阪高	一一〇
昭和三二年(あ)二三六四	傷害致死、詐欺、賍物故買	李相甲	一二・一七	三	棄却	大阪高	一二一
昭和三二年(あ)二三七〇	有価証券偽造、同行使、詐欺、同未遂	坂本義一	一二・一七	三	棄却	札幌高	一四六
昭和三二年(あ)二三七九	傷害、住居侵入	加瀬義信	一二・一七	三	棄却	東京高	一四九

昭和三二年(あ)二三八二	入場税法違反	友岡久人	一二・一七	三	棄却	福岡高	一五三
昭和三二年(あ)二三八六	業務上横領	山崎全	一二・一七	三	棄却	高松高	一五六
昭和三二年(あ)二四二〇	窃盗	山下繁己	一二・一七	三	棄却	高松高	一五九
昭和三二年(あ)二四二三	詐欺、横領	梅林由信	一二・一七	三	棄却	福岡高	一六二
昭和三二年(あ)二四二七	窃盗	糸井郁夫	一二・一七	三	棄却	東京高	一六五
昭和三〇年(あ)二三二三	詐欺、横領	藤井辰一	一二・一八	二	棄却	広島高	一六九
昭和三〇年(あ)二三七一	覚せい剤取締法違反	大淵保治	一二・一八	二	棄却	東京高	一七六
昭和三〇年(あ)二四〇〇	窃盗	宮崎俊一	一二・一八	二	棄却	広島高松江支	一八〇
昭和三〇年(あ)二四三三	窃盗	呉益石	一二・一八	二	棄却	大阪高	一八五
昭和三〇年(あ)二六四二	賍物故買	岡富美男	一二・一八	二	棄却	広島高岡山支	一八九
昭和三〇年(あ)二八二六	覚せい剤取締法違反、同幇助	堀口源次郎	一二・一八	二	棄却	広島高岡山支	一九三

昭和三〇年(あ)二八四六	賍物牙保	早川博典	一二・一八	二	乗却	名古屋高	一九九
昭和三〇年(あ)二八七八	薬事法違反	李東賛	一二・一八	二	乗却	大阪高	二〇六
昭和三〇年(あ)三〇九九	食糧管理法違反	斎藤丑平	一二・一八	二	乗却	東京高	二一〇
昭和三〇年(あ)三一〇八	詐欺	臼田俊治	一二・一八	二	乗却	東京高	二一三
昭和三〇年(あ)三二〇九	現住建造物等放火	広沢トヨ	一二・一八	二	乗却	東京高	二一八
昭和三〇年(あ)三二二〇	窃盗	斉藤武雄	一二・一八	二	乗却	東京高	二二三
昭和三〇年(あ)三五八七	窃盗	越智はつ	一二・一八	二	乗却	大阪高	二二六
昭和三〇年(あ)三六九四	詐欺	新飼竣	一二・一八	二	乗却	福岡高	二三〇
昭和三二年(あ)二〇五二	強姦致傷、傷害	小野庄治郎	一二・一八	二	乗却	仙台高秋田支	二三五
昭和三二年(あ)二〇八四	詐欺	河原崎十吉	一二・一八	二	乗却	名古屋高	二三九
昭和三二年(あ)二〇九五	暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝、傷害	山本浩令	一二・一八	二	乗却	大阪高	二四三

昭和三二年(あ)二一五八	業務上横領	古川忠治	一二・一八	二	乗却	東京高	二四六
昭和三二年(あ)二一七二	窃盗	宮本早苗	一二・一八	二	乗却	広島高	二四九
昭和三二年(あ)二二三八	窃盗	木暮英逸	一二・一八	二	乗却	東京高	二五二
昭和三二年(あ)二二五四	殺人	浅倉末男	一二・一八	二	乗却	東京高	二五六
昭和三二年(あ)二二五七	窃盗	平田金豊	一二・一八	二	乗却	東京高	二六〇
昭和三二年(あ)二二六四	常習賭博	水口龍一	一二・一八	二	乗却	名古屋高	二六三
昭和三二年(あ)二二七〇	賍物故買	金万述	一二・一八	二	乗却	名古屋高	二六七
昭和三二年(あ)二二八二	強盗	高橋道男	一二・一八	二	乗却	東京高	二七〇
昭和三二年(あ)二二九一	横領、詐欺、有印公文書偽造同行使、有印私文書偽造同行使、公正証書原本不実記載同行使	山崎金清	一二・一八	二	乗却	高松高	二七七
昭和三二年(あ)二二九六	詐欺、有価証券偽造、同行使	笹武雄	一二・一八	二	乗却	仙台高秋田支	二八〇
昭和三二年(あ)二二九九	業務上過失致死	太田洋一	一二・一八	二	乗却	広島高	二八四

昭和三二年(あ)二三〇七	職業安定法違反	鎌倉フジノ	一二・一八	二	棄却	大阪高	二八八
昭和三二年(あ)一三一九	窃盗	加藤義朗	一二・一八	二	棄却	仙台高	二九一
昭和三二年(あ)二三二五	窃盗	韓昌洙	一二・一八	二	棄却	名古屋高	二九四
昭和三二年(あ)二三五一	詐欺	太田尾克之	一二・一八	二	棄却	福岡高	二九七
昭和三二年(あ)二三六六	暴力行為等処罰に関する法律違反、暴行	内山善重	一二・一八	二	棄却	名古屋高	三〇三
昭和三二年(あ)二三六九	横領	石原敏夫	一二・一八	二	棄却	福岡高宮崎支	三〇六
昭和三二年(あ)二三八八	窃盗	段重清	一二・一八	二	棄却	高松高	三〇九
昭和三二年(あ)二三九五	業務上横領	河合丑吉	一二・一八	二	棄却	名古屋高	三一二
昭和三二年(あ)二三九八	賍物牙保	鈴木菊松	一二・一八	二	棄却	仙台高	三一六
昭和三二年(あ)二四八一	暴力行為等処罰に関する法律違反	千代甚八	一二・一八	二	棄却	大阪高	三二一

刑事決定 (3)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二八年(あ)一〇八七	収賄	田村三郎	一二・一九	一	棄却	東京高	一
昭和二八年(あ)五四〇三	横領	伊藤安一	一二・一九	一	棄却	東京高	五
昭和二九年(あ)二一一七	傷害	渡辺三郎	一二・一九	一	棄却	東京高	一二
昭和三二年(あ)一三一九	詐欺	西谷門吉	一二・一九	一	棄却	札幌高	二三
昭和三二年(あ)一五三四	窃盗	鈴木富男	一二・一九	一	棄却	広島高岡山支	三〇
昭和三二年(あ)一六六八	窃盗	佐藤光利	一二・一九	一	棄却	広島高	三四
昭和三二年(あ)一七五一	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	伊藤縣一外一名	一二・一九	一	棄却	名古屋高	三七
昭和三二年(あ)一七六六	窃盗、住居侵入	秋山幸延	一二・一九	一	棄却	東京高	四一
昭和三二年(あ)一八二五	詐欺	鈴木利夫	一二・一九	一	棄却	大阪高	四四

昭和三二年(あ)一九三六	恐喝	倉田豊	一二・一九	一	棄却	名古屋高	四七
昭和三二年(あ)一九九二	業務上横領	沢田実	一二・一九	一	棄却	広島高岡山支	五〇
昭和三二年(あ)二〇二六	傷害致死、傷害	斉田静夫	一二・一九	一	棄却	東京高	五三
昭和三二年(あ)二〇三〇	賍物牙保	深津宗治	一二・一九	一	棄却	名古屋高	五六
昭和三二年(あ)二〇四二	私文書偽造、同行使、詐欺	下村好広	一二・一九	一	棄却	大阪高	五九
昭和三二年(あ)二〇五一	業務上横領	佐藤秀二	一二・一九	一	棄却	仙台高秋田支	六五
昭和三二年(あ)二〇五四	賍物故買	佐藤正義	一二・一九	一	棄却	仙台高	六八
昭和三二年(あ)二〇六五	有価証券偽造、同行使、詐欺、背任	船越保	一二・一九	一	棄却	大阪高	七一
昭和三二年(あ)二〇六八	医師法違反、暴行	武市延春	一二・一九	一	棄却	大阪高	七四
昭和三二年(あ)二一〇三	詐欺	中村義正 外一名	一二・一九	一	棄却	大阪高	七八
昭和三二年(あ)二一〇八	脅迫	吉井義男	一二・一九	一	棄却	大阪高	八三

昭和三二年(あ)二一三五	窃盗	森たい	一二・一九	一	棄却	東京高	八七
昭和三二年(あ)二一五七	窃盗	力石哲次	一二・一九	一	棄却	東京高	九二
昭和三二年(あ)二一六三	窃盗	尾形運平	一二・一九	一	棄却	仙台高	九五
昭和三二年(あ)二一七四	窃盗	吉田留次郎	一二・一九	一	棄却	大阪高	九九
昭和三二年(あ)二二〇三	窃盗	鈴木幸一	一二・一九	一	棄却	札幌高	一〇三
昭和三二年(あ)二二二三	銃砲刀剣類等所持取締令違反、脅迫	吉田睦夫	一二・一九	一	棄却	札幌高	一〇六
昭和三二年(あ)二二五一	傷害	岩田茂松	一二・一九	一	棄却	名古屋高	一〇九
昭和三〇年(あ)三一三〇	恐喝、暴行	渡部勇 外二名	一二・二〇	二	棄却	広島高松江支	一一二
昭和三〇年(あ)三一七一	名誉毀損	中内武七	一二・二〇	二	棄却	東京高	一一七
昭和三〇年(あ)三八五〇	労働基準法違反	紺勇次	一二・二〇	二	棄却	東京高	一二三
昭和三二年(あ)二二二〇	賍物故買	南松春	一二・二〇	二	棄却	大阪高	一二七

昭和三二年(あ)二三一〇	食糧管理法違反	小林秀夫	一二・二〇	二	二	二	大阪高	一三〇
昭和三二年(あ)二三九三	公文書偽造、同行使、詐欺	鈴木利雄	一二・二〇	二	二	二	名古屋高	一三三
昭和三二年(あ)二四七二	窃盗	中川好治	一二・二〇	二	二	二	東京高	一三七
昭和三〇年(あ)二六二六	詐欺	香川忠次	一二・二一	二	二	二	高松高	一四〇
昭和三〇年(あ)一一七八	公務執行妨害、住居侵入、傷害、暴行	畠幸一	一二・二三	二	二	二	札幌高	一四六
昭和三〇年(あ)二九二六	私文書偽造、同行使、詐欺	紺野輝庸	一二・二三	二	二	二	大阪高	一五〇
昭和三〇年(あ)二九七〇	歯科医師法違反	大田末松	一二・二三	二	二	二	福岡高	一五六
昭和三〇年(あ)三三五四	軽犯罪法違反	宮崎茂男	一二・二三	二	二	二	福岡高	一六二
昭和三〇年(あ)三四八〇	詐欺	吉井良夫	一二・二三	二	二	二	広島高岡山支	一六五
昭和三〇年(あ)三七五一	物品税法違反	加藤満男	一二・二三	二	二	二	大阪高	一七一
昭和三〇年(あ)三八八六	食糧管理法違反	佐橋徳二郎	一二・二三	二	二	二	東京高	一七四

昭和三二年(あ)二二三〇	賭博開帳、図利	中村直秀	一二・二三	二	二	二	名古屋高金沢支	一七八
昭和三二年(あ)二三〇四	詐欺、窃盗、横領	沖田繁子	一二・二三	二	二	二	福岡高	一八一
昭和三二年(あ)二三四五	同時傷害	福島利治	一二・二三	二	二	二	福岡高宮崎支	一八四
昭和三二年(あ)二五一五	詐欺	舛本守人	一二・二三	二	二	二	広島高	一八八
昭和三二年(あ)二五五五	殺人、窃盗、傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	北島勇	一二・二三	二	二	二	福岡高	一九一
昭和三〇年(あ)二六三八	傷害致死	小栗広	一二・二四	三	三	三	高松高	一九五
昭和三〇年(あ)三七五二	食糧緊急措置令違反	梅本藤四郎	一二・二四	三	三	三	大阪高	一九九
昭和三〇年(あ)三七八六	地代家賃統制令違反	犬飼もるゑ	一二・二四	三	三	三	大阪高	二〇三
昭和三〇年(あ)四〇五〇	窃盗、賍物故買	尹公立	一二・二四	三	三	三	大阪高	二〇六
昭和三一年(あ)四九五	強盗	鄭范祚	一二・二四	三	三	三	名古屋高	二一三
昭和三一年(あ)六八六	不法監禁、威力業務妨害	小倉吉男	一二・二四	三	三	三	札幌高	二三一

昭和三一年(あ)一〇二七	窃盗	大崎明美	一二・二四	三	棄却	福岡高	二四二
昭和三二年(あ)一八七三	業務上横領	太田宮雄	一二・二四	三	棄却	名古屋高	二四八
昭和三〇年(あ)三一四六	傷害、覚せい剤取締法違反	平田嘉澄	一二・二五	二	棄却	広島高岡山支	二六〇
昭和三〇年(あ)三五二四	公文書偽造、同行使、詐欺	加藤松太郎	一二・二五	二	棄却	東京高	二六三
昭和三二年(あ)二四一一	強盗傷人	塩見重雄	一二・二五	三	棄却	福岡高	二六六
昭和三二年(あ)二四九〇	強盗傷人	渡辺亘	一二・二五	二	棄却	福岡高	二七三
昭和三二年(あ)二三四六	窃盗、同未遂、外国人登録法違反	尹碩煥	一二・二五	三	棄却	名古屋高	二八二
昭和三二年(あ)二一五八三	窃盗	柳迫正雄	一二・二五	三	棄却	福岡高	二八六
昭和三二年(あ)八三七	外国為替及び外国貿易管理法違反	ジャガット・ナラヤン・ジャヤスワル	一二・二六	一	棄却	大阪高	二八九
昭和三二年(あ)一五六一	道路交通取締法違反	岡崎和夫	一二・二六	一	棄却	東京高	二九九
昭和三二年(あ)一五六八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	稲本一郎	一二・二六	一	棄却	東京高	三〇二

昭和三二年(あ)一八三七	たばこ専売法違反、同幇助	清水栄三外一名	一二・二六	一	棄却	東京高	三〇五
昭和三二年(あ)一八五三	横領	深井源六	一二・二六	一	棄却	東京高	三一一
昭和三二年(あ)一八六九	住居侵入、強盗殺人	角田勇三郎	一二・二六	一	棄却	仙台高秋田支	三一四
昭和三〇年(あ)九三四	収賄、横領、業務上横領、贈賄幇助	宮地啓三外五名	一二・二七	二	棄却	名古屋高	三二七
昭和三二年(あ)二四六一	窃盗未遂	山田竹治	一二・二八	三	棄却	東京高	三四九
昭和三二年(あ)二五六〇	暴行、強姦未遂	安井和夫	一二・二八	三	棄却	広島高岡山支	三六三

刑事雜（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
	再審請求						
昭和三二年(き)一九	傷害被告事件についてなした上告棄却の決定に対する再審請求	植村義雄	一二・一二	一	棄却		一二九
	判決訂正申立						
昭和三二年(み)五七	覚せい剤取締法違反被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	伊藤静男（朴日栄）	一二・七	二	棄却		一三一
昭和三二年(み)五五	強盗殺人、死体遺棄被告事件についてなした判決に対する訂正申立	梅田義光	一二・一九	一	棄却		一三三
昭和三二年(み)五六	強盗殺人、死体遺棄被告事件についてなした判決に対する訂正申立	竹上半三郎外一名（梅田義光）	一二・一九	一	棄却		一五一
昭和三二年(み)五八	強盗殺人、死体遺棄被告事件についてなした判決に対する訂正申立	羽賀竹男	一二・一九	一	棄却		一五六
昭和三二年(み)五三	詐欺被告事件につきなした判決に対する訂正申立	鍛治利一（板坂左之助）外一名	一二・二五	一	棄却		一六〇
	特別抗告申立						

昭和三二年(し)四五	刑訴二六条による付審判請求事件につきなした請求棄却の決定に対する特別抗告申立	荒木正平	一二・四	一	棄却	大分地	一七〇
昭和三二年(し)三九	放火等被告事件につきなした司法警察員のした押収に関する処分に対する準抗告についてなした請求却下の決定に対する特別抗告申立	高岡誠	一二・七	一	棄却	常陸太田簡	一七二
昭和三二年(し)五八	起訴強制請求事件についてなした請求棄却決定に対する抗告棄却の決定に対する特別抗告申立	武井利広外一名	一二・七	二	棄却	高松高	一七七
昭和三二年(し)七一	裁判所書記官忌避申立却下決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告申立	高木光士	一二・一〇	三	棄却	東京高	一八二
昭和三二年(し)五四	強盗殺人、死体遺棄被告事件についてなした裁判官忌避申立却下決定に対する抗告棄却決定に対する特別抗告申立	山野勇	一二・一八	一	棄却	福岡高	一八六
昭和三二年(し)五七	付審判請求事件につきなした抗告棄却の決定に対する特別抗告申立	松下敬太郎	一二・二三	一	棄却	大阪高	一八九
昭和三二年(し)五三	再審請求事件につきなした棄却決定に対する特別抗告申立	石井健治郎	一二・二四	三	棄却	福岡高	一九五
訴訟費用							
昭和三二年(せ)五〇二	公務執行妨害	李正泰	一二・三	三	棄却		二〇二
昭和三二年(せ)五〇四	横領、詐欺	芝倉浩	一二・三	三	免除		二〇四
昭和三二年(せ)五〇五	業務上横領	小原茂雄	一二・三	三	棄却		二〇五

昭和三二年(あ)二一九五	業務上横領	佐藤朝一郎	一二・三	三	負担		二〇七
昭和三二年(せ)四一一	詐欺	大友信次郎	一二・六	一	免除		二〇九
昭和三二年(せ)四一七	住居侵入	志摩行夫	一二・六	二	免除		二一〇
昭和三二年(せ)四一八	住居侵入	中野光仁	一二・六	二	免除		二一二
昭和三二年(せ)四一九	住居侵入	渡辺つたえ	一二・六	二	免除		二一四
昭和三二年(せ)四四三	住居侵入	桂淳平	一二・六	二	免除		二一六
昭和三二年(せ)四四四	住居侵入	生島喜五郎	一二・六	二	免除		二一八
昭和三二年(せ)四九九	単純逃走、殺人	藤本松夫	一二・六	二	棄却		二二〇
昭和三二年(せ)五〇〇	殺人	門間由太郎	一二・六	一	却下		二二一
昭和三二年(せ)五〇三	強盗傷人	田中四郎吉	一二・六	一	免除		二二二
昭和三二年(せ)五〇六	業務上横領	本田正信	一二・六	一	却下		二二三

昭和三二年㈱	五一九	賍物故買	李永燁	一二・六	一	免除		二二四
昭和三二年㈱	五二三	窃盗、横領	高野勝義	一二・六	一	免除		二二五
昭和三二年㈱	四九八	恐喝	吉永春生	一二・七	一	免除		二二六
昭和三二年㈱	五〇七	窃盗幇助、同教唆	風呂内義登	一二・七	一	免除		二二七
昭和三二年㈱	五一三	窃盗幇助、同教唆	五十嵐齊介	一二・七	一	免除		二二八
昭和三二年㈱	五一五	業務上横領、収賄、詐欺	木戸武二三	一二・七	一	却下		二二九
昭和三二年㈱	五二五	恐喝、傷害	光森勝秀	一二・一〇	一	免除		二三〇
昭和三二年㈱	五二七	窃盗	木下俊明	一二・一一	一	免除		二三一
昭和三二年㈱	四九二	業務妨害	佐々木賢慈	一二・一六	一	却下		二三二
昭和三二年㈱	五三四	窃盗	稲葉孝	一二・一六	一	免除		二三三
昭和三二年㈱	五三七	食糧管理法違反	佐藤健一	一二・一六	一	免除		二三四

昭和三二年㈱	五三八	有価証券偽造、同行使、業務上横領、横領	伊達竜雄	一二・一六	一	却下		二三五
昭和三二年㈱	五二六	窃盗	藤田忠義	一二・一七	三	免除		二三六
昭和三二年㈱	二六〇七	傷害、暴行、恐喝	波多野大蔵	一二・一七	三	負担		二三八
昭和三二年㈱	五二八	食糧管理法違反	浅野敏晴	一二・一八	二	免除		二四〇
昭和三二年㈱	五三一	住居侵入、窃盗、詐欺、強姦致傷	谷川亮輔	一二・一八	二	免除		二四二
昭和三二年㈱	五二九	恐喝未遂	朴鐘昔	一二・二〇	二	免除		二四四
昭和三二年㈱	五四二	業務妨害	泉芳士夫	一二・二三	一	免除		二四五
昭和三二年㈱	五四三	酒税法違反	田中徳奉	一二・二三	一	却下		二四六
昭和三二年㈱	五四四	賍物故買、同牙保	片桐皆登	一二・二三	一	免除		二四七
昭和三二年㈱	五四〇	強姦、致傷	田畠信雄	一二・二四	三	免除		二四八
昭和三二年㈱	五四五	窃盗、詐欺	伊勢島一夫	一二・二四	三	免除		二五〇

昭和三二年(せ)	五四六	窃盗	長友喜六	一二・二六	一免除	二五二
昭和三二年(せ)	五四七	窃盗	末広誠	一二・二六	一棄却	二五三
昭和三二年(せ)	五三九	横領、道路交通取締法違反	保田保徳	一二・二八	二棄却	二五四
昭和三二年(せ)	五四一	強盗致死	岸功	一二・二八	二免除	二五五
		異議申立				
昭和三二年(す)	七九四	恐喝未遂被告事件についてなした異議申立	鶴見実	一二・四	一棄却	二五六
昭和三二年(す)	七三九	業務上横領被告事件についてなした異議申立	鍛治木(鈴木)利一(績)	一二・五	一棄却	二六〇
昭和三二年(す)	八二三	賍物牙保、同寄蔵被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	中川数馬	一二・一〇	三棄却	二六四
昭和三二年(す)	八二七	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	伊藤幸男	一二・一二	一棄却	二六七
昭和三二年(す)	八二八	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	伊藤静男(佐藤恒夫)	一二・一六	一棄却	二六九
昭和三二年(す)	八四三	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	水江照治	一二・一六	二棄却	二七〇

昭和三二年(す)	八三五	公務執行妨害、脅迫被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	亀田得治(木村良祐)	一二・一七	三棄却	二七二
昭和三二年(す)	八五三	詐欺、同未遂被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	高木仙爾	一二・一七	三棄却	二七六
昭和三二年(す)	八一八	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	田井備児(高木武雄)	一二・一八	二棄却	二八三
昭和三二年(す)	八三九	殺人未遂被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	柳田忠美(柳沢末子外一名)	一二・一九	一棄却	二八四
昭和三二年(す)	八一四	窃盗、強盗未遂、強制猥褻被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	中元信好	一二・二〇	二棄却	二八九
昭和三二年(す)	八四六	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	石井光敏	一二・二四	三棄却	二九二
昭和三二年(す)	八六五	住居侵入、強盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	田崎操	一二・二五	一棄却	二九四
昭和三二年(す)	八九一	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	糸井郁夫	一二・二五	三棄却	二九六
昭和三二年(す)	八七五	業務上横領被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	中村竜三	一二・二七	二棄却	二九九
昭和三二年(す)	八八七	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	本多道雄	一二・二七	二棄却	三〇一
昭和三二年(す)	八九四	強盗傷人被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	岩池幸二	一二・二八	三棄却	三〇三

死亡	昭和三二年(あ)二七七五	横領	妹尾儀一	一二・七	二	棄却	広島高岡山支	三〇七
	昭和三〇年(あ)二七一八	入札妨害、入札談合	門田義一	一二・一三	二	棄却	大阪高	三〇九
	昭和二八年(あ)四四八五	詐欺、同未遂	南雲増雄	一二・一六	一	棄却	東京高	三一一
	昭和三二年(あ)二六九九	受託収賄、贈賄幇助	佐藤甚之烝	一二・一七	三	棄却	仙台高秋田支	三一三
	昭和三二年(あ)一四二一	外国為替及び外国貿易管理法違反	羅済文	一二・二四	三	棄却	東京高	三一五
其の他	昭和三二年(す)八一二	窃盗未遂裁告事件についてなした上告棄却の決定に対する抗告申立	尹永雨	一二・三	三	棄却		三一七
	昭和三二年(す)八〇七	恐喝未遂被告事件についてなした上告棄却の決定に対する裁判の解釈を求める申立	鶴見実	一二・四	一	棄却		三一九
	昭和三二年(す)八一六	訴訟費用の執行免除の申立棄却決定に対する異議申立	吉田信吉	一二・四	一	棄却		三二二
	昭和三二年(す)八二四	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正申立	佐野善作	一二・一八	一	棄却		三二四

昭和三二年(す)八五二	業務上過失致死被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正申立	大野栄治	一二・二一	一	棄却		三二六
昭和三二年(す)八八〇	詐欺被告事件についてなした保釈請求却下決定に対する抗告申立	岡崎巌	一二・二三	一	棄却		三二八
昭和三二年(す)八四四	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する抗告申立	和泉田宗吉	一二・二四	三	棄却		三二九
昭和三二年(す)八八九	常習累犯窃盗被告事件に対する勾留理由開示請求	宍戸三郎	一二・二四	三	却下		三三一
昭和三二年(す)八七四	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正申立	岡好良	一二・二五	一	棄却		三三三
昭和三二年(す)八六〇	窃盗、森林法違反被告事件についてなした上告棄却決定に対する訂正申立	堀内清治	一二・二六	一	棄却		三三五
昭和三二年(す)八九九	業務上横領被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正申立	古川忠治	一二・二八	二	棄却		三三七
昭和三二年(す)九〇八	詐欺、横領被告事件についてなした上告棄却の決定に対する抗告申立	藤井辰一	一二・二八	二	棄却		三三八

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三二年(あ)二三五四	不正談合	岡田一夫	一二・四	一	棄却	大阪高	三〇一
昭和三二年(あ)二五五三	外国人登録法違反	林鉑淳	一二・七	二	棄却	東京高	三〇三
昭和三二年(あ)二五五七	火薬類取締法違反	久居建設株式会社外一名	一二・九	二	棄却	札幌高	三〇五
昭和三二年(あ)二四九二	関税法違反、出入国管理令違反	崔守	一二・一〇	三	棄却	広島高	三〇七
昭和三二年(あ)二五五一	業務上過失致死	袴塚吉三	一二・一〇	三	棄却	東京高	三〇九
昭和三二年(あ)二五六七	賍物牙保	金海石	一二・一六	一	棄却	大阪高	三一一
昭和三二年(あ)二六六九	道路交通取締法違反	斎藤敏一	一二・一七	三	棄却	東京高	三一三
昭和三二年(あ)二五三五	傷害	鈴鹿正弘	一二・一八	一	棄却	仙台高	三一五
昭和三二年(あ)二五七七	銃砲刀剣類等所持取締令違反証憑湮滅	太田泰弘	一二・一八	一	棄却	仙台高	三一七

昭和三二年(あ)二六二五	職業安定法違反	面	む	ぎ	一二・一八	二
昭和三二年(あ)二六六八	業務上過失致死、道路交通取締法違反	上	村	隆	一二・一八	二
昭和三二年(あ)二六九二	恐喝、同未遂、傷害	松	本	政晴	一二・一八	二
昭和三二年(あ)二七一四	道路交通取締法違反	神	戸	盛忠	一二・一八	二
昭和三二年(あ)二六九七	労働金庫法違反、経済関係罰則の整備に関する法律違反	林	田	秀次	一二・二五	二

棄却	名古屋高	三一九	
棄却	東京高	三一一	
棄却	大阪高	三一三	
棄却	東京高	三二五	
棄却	大阪高	三二七	